

青森県障がい福祉サービス実施計画 (第7期計画)

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

(案)

令和6年3月

青 森 県

青森県障がい福祉サービス実施計画（第7期計画）

目 次

I はじめに	
1 趣旨	1
2 基本的理念と基本目標	1
3 計画の性格と位置付け	1
4 設定期間	1
5 圏域の設置	2
6 他計画との関係	3
7 策定後の調査、分析及び評価	3
II 障がい保健福祉の現状と課題	
1 障がい者手帳所持者の状況	4
2 精神障がい者の入退院の状況	7
3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系	8
4 障害福祉サービス事業所の指定の状況	10
5 第6期計画の障害福祉サービス等の進捗状況	12
6 障がい者の雇用・就業の状況	22
7 特別支援教育の状況	25
8 医療的ケア児に対する支援の状況	26
9 発達障がい者等に対する支援	27
10 第6期計画における本県の障がい福祉に関する課題	28
III 成果目標と推進方策	
1 計画の全体イメージ	31
2 地域生活支援の充実	32
3 福祉施設の入所者の地域生活への移行	33
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
5 福祉施設から一般就労への移行等	37
6 障がい児支援の提供体制の整備等	39
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	41
IV 成果目標達成のための活動指標	
1 指定障害福祉サービス等の見込量	42
2 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数	51
3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃	51
4 医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	52

5	発達障がい者等に対する支援	52
6	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	53
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	55
V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成		
1	良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備	56
2	相談支援の提供体制の確保	58
3	サービス提供に係る人材の養成及び資質向上	58
4	障がいの生活を支援する人材の育成	61
5	障がい者虐待防止のための職員の資質向上	61
VI 地域生活支援事業等		
1	市町村が実施する地域生活支援事業等	62
2	県が実施する地域生活支援事業等	66
3	各事業の見込量の確保のための方策	75
VII 教育行政・雇用行政等における障がいの就労に向けた支援		
1	教育行政における支援	76
2	雇用行政における支援	77
3	農業行政における支援	77
4	福祉行政における支援	77

本計画における「障害」、「障がい」の表記について

青森県では、「障害」の「害」の表記が、人やその状態を表す場合にマイナスイメージを与える可能性があることから、県が新たに作成する公文書等において、「障害」という用語が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい」とひらがな表記とすることとしており、本計画においても、同様の取扱いとしています。

なお、法令等の名称や用語、団体や施設の名称等の固有名詞については、その用語の持つ意味が失われたり誤解されたりする恐れがあることから、これまでどおり漢字表記としています。

I はじめに

1 趣旨

この計画は、令和5年3月に策定した障がい者施策推進の基本計画である「第4次青森県障害者計画」の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮しつつ、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、青森県における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保を図ることを目的としています。

2 基本理念と基本的目標

(1) 基本理念

住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす

※ 本計画は、第4次青森県障害者計画の施策の柱の一つである「生活支援の充実」に係る実施計画的な位置付けであることから、同計画と同一の基本理念を掲げています。

(2) 基本的目標

① 障害者支援施設及び精神病床からの地域生活への移行の推進

障がい者が自立し住み慣れた地域において生活できるよう、グループホーム等の充実を図り、福祉施設や精神病床からの地域生活への移行を推進するとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

② 障がい者が自立し安心した生活を送るための福祉施設から一般就労への移行の推進

障がいのある人の自立の観点から、就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつく支援体制と、能力の向上が図られるような支援体制の整備に努めます。

③ 障がい児等が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の強化

保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築を図ります。

④ 障がい者が安心した生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の育成

障がい児者が安心した生活を送れるよう、専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに質の高い人材育成に努めます。

3 計画の性格と位置付け

- 障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」
- 障害者基本法第11条第2項の規定に基づき策定している「第4次青森県障害者計画」の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

4 設定期間

- 令和6年度から令和8年度までの3年間とします。
- 令和8年度には達成状況等を点検・評価するほか、毎年度中間評価を行います。これに伴い、計画における目標等について計画期間中でも見直す場合があります。

5 圏域の設定

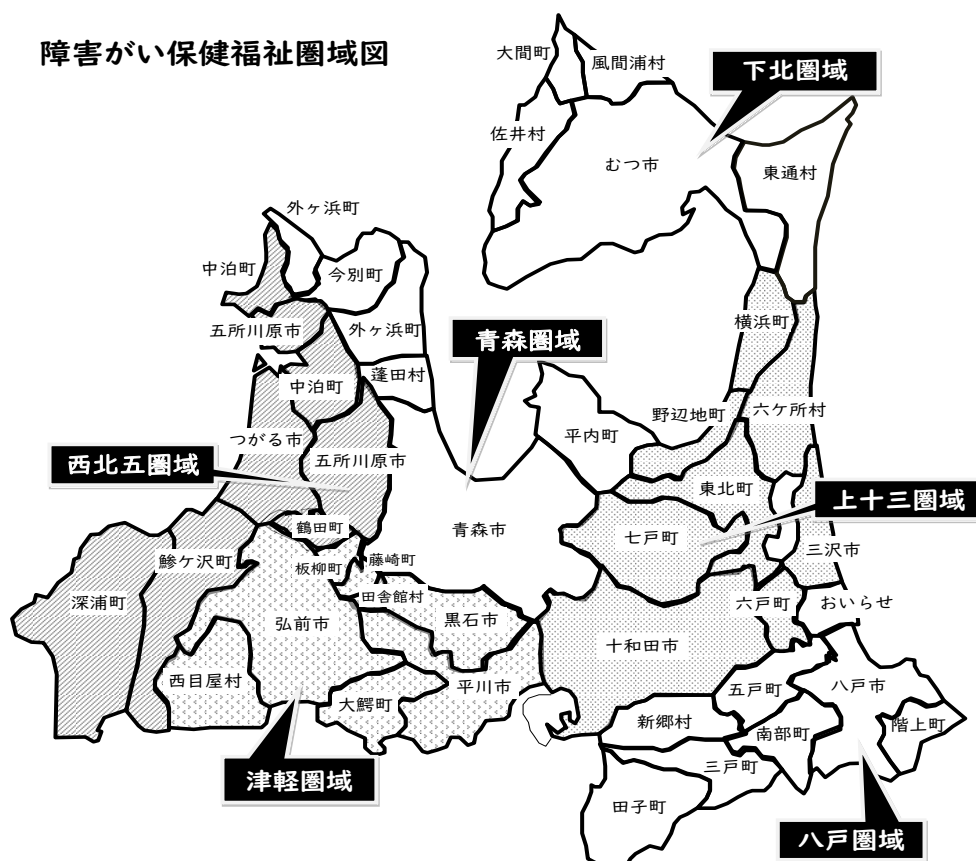
障がい保健福祉圏域については、第4次青森県障害者計画で定めている6つの圏域によることとします。なお、事業によっては圏域を越えて実施する場合があります。

(単位:人)

圏域名	圏域人口と手帳交付人数			構成市町村
	区分	令和2年3月末	令和5年3月末	
青森地域 障がい保健 福祉圏域	圏域人口	293,367	283,140	青森市、平内町、今別町、 蓬田村、外ヶ浜町 (1市3町1村)
	身体障がい者	13,296	12,450	
	知的障がい者	2,929	2,969	
	精神障がい者	3,220	3,329	
	障がい者計	19,445	18,748	
津軽地域 障がい保健 福祉圏域	圏域人口	275,654	264,265	弘前市、黒石市、平川市、 西目屋村、藤崎町、大鰐 町、田舎館村、板柳町 (3市3町2村)
	身体障がい者	13,161	12,218	
	知的障がい者	2,706	2,723	
	精神障がい者	2,710	2,525	
	障がい者計	18,577	17,466	
八戸地域 障がい保健 福祉圏域	圏域人口	307,306	298,885	八戸市、おいらせ町、 三戸町、五戸町、田子町、 南部町、階上町、新郷村 (1市6町1村)
	身体障がい者	12,866	12,591	
	知的障がい者	3,556	3,658	
	精神障がい者	3,021	3,170	
	障がい者計	19,443	19,419	
西北五地域 障がい保健 福祉圏域	圏域人口	119,605	112,972	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田 町、中泊町 (2市4町)
	身体障がい者	6,457	6,195	
	知的障がい者	1,455	1,456	
	精神障がい者	1,173	1,122	
	障がい者計	9,085	8,773	
下北地域 障がい保健 福祉圏域	圏域人口	67,766	63,861	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村 (1市1町3村)
	身体障がい者	3,432	3,406	
	知的障がい者	995	991	
	精神障がい者	614	617	
	障がい者計	5,041	5,659	
上十三地域 障がい保健 福祉圏域	圏域人口	166,837	161,408	十和田市、三沢市、野辺地町、 七戸町、六戸町、横浜町、 東北町、六ヶ所村 (2市5町1村)
	身体障がい者	7,468	7,314	
	知的障がい者	1,843	1,916	
	精神障がい者	1,499	1,568	
	障がい者計	10,810	10,153	
合 計	人 口	1,230,535	1,185,531	(10市22町8村)
	身体障がい者	56,680	54,174	
	知的障がい者	13,484	13,713	
	精神障がい者	12,237	12,331	
	障がい者計	82,401	80,218	

※ 圏域人口：令和2年は令和2年10月1日県推計人口、令和5年は令和5年10月1日県推計人口
手帳交付人数：障害福祉課調査

障害がい保健福祉圏域図



6 他計画との関係

この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県保健医療計画」、「青森県老人福祉計画」、「青森県介護保険事業支援計画」、「青森県子ども・子育て支援事業支援計画」等との整合や調和を図っています。

7 策定後の調査、分析及び評価

本計画の推進に当たっては、成果目標、活動指標等について、毎年度、実績を調査し、障がい者施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、青森県障害者施策推進協議会等の会議において、今後の計画の推進に向けた意見を伺うなど、県民、事業者、関係団体、市町村等の協力を得ながら本計画の着実な推進を図ります。

II 障がい保健福祉の現状と課題

I 障がい者手帳所持者の状況

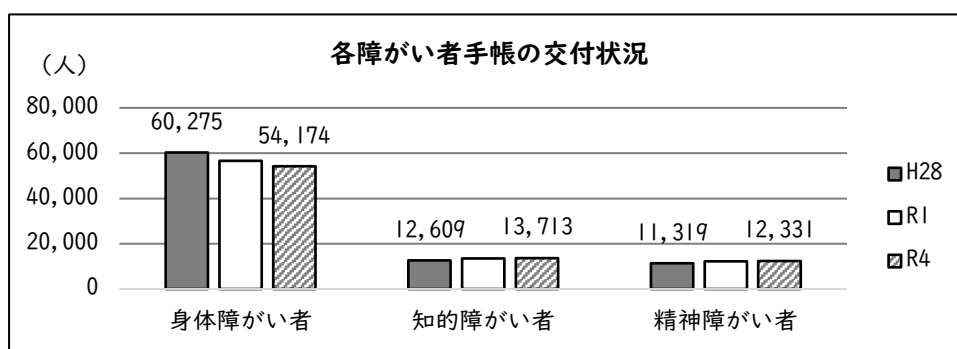
青森県で交付している障がい者手帳には、(1)身体障害者手帳、(2)愛護(療育)手帳(※)、(3)精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

手帳の交付状況の推移をみると、知的障がい者及び精神障がい者が増加傾向にあります。

※ 青森県では、知的障がい者に交付する手帳を「愛護手帳」という名称で使用しています。

[各年度末現在]

障がい種別	平成28年度	令和元年度	令和4年度	増加率(6年間)
身体障がい者	60,275	56,680	54,174	△10.1
知的障がい者	12,609	13,484	13,713	8.8
精神障がい者	11,319	12,237	12,331	8.9
合計	84,203	82,401	80,218	△4.7

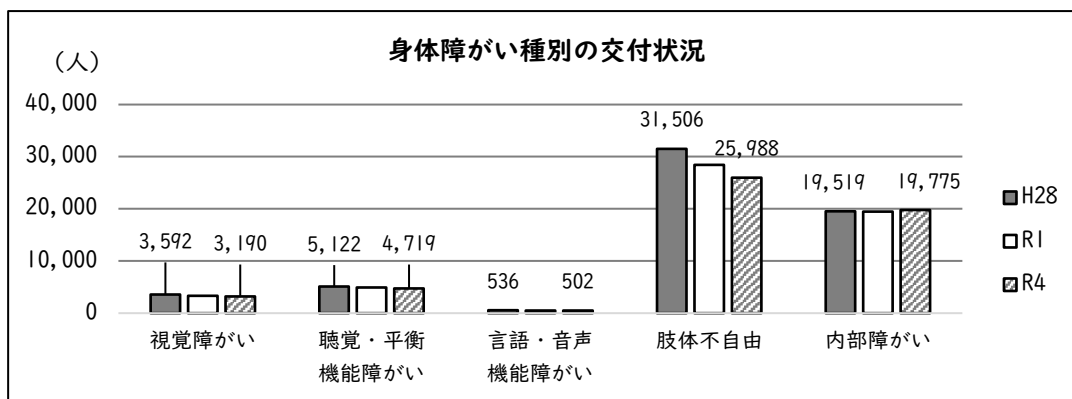


(1) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付状況を障がい種別でみると、内部障がいが増加傾向にあります。

[各年度末現在]

障がい種別	平成28年度	令和元年度	令和4年度	増加率(6年間)
視覚障がい	3,592	3,354	3,190	△11.2%
聴覚・平衡機能障がい	5,122	4,907	4,719	△7.9%
言語・音声機能障がい	536	501	502	△6.3%
肢体不自由	31,506	28,420	25,988	△17.5%
内部障がい	19,519	19,498	19,775	1.3%
合計	60,275	56,680	54,174	△10.1%



① 身体障がい者（18歳以上の者への交付者数）

令和5年3月31日現在の交付者数は53,359人で、構成比では視覚障がい5.9%、聴覚・平衡機能障がい8.7%、音声・言語機能障がい0.9%、肢体不自由47.7%、内部障がい36.7%となっています。

[令和5年3月31日現在]

(人)

障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全国の構成比
視覚障がい	1,343	862	193	233	323	211	3,165 (5.9%)	(6.6%)
聴覚・平衡機能障がい	63	1,063	535	1,311	18	1,650	4,640 (8.7%)	(8.9%)
言語・音声機能障がい	13	13	317	157	0	0	500 (0.9%)	(1.2%)
肢体不自由	6,643	5,398	4,164	6,163	2,133	952	25,453 (47.7%)	(49.9%)
内部障がい	11,792	169	3,363	4,277	0	0	19,601 (36.7%)	(33.3%)
合計	19,854	7,505	8,572	12,141	2,474	2,813	53,359 (100.0%)	(100.0%)

※全国の構成比は「福祉行政報告例」（令和3年度）に基づく。

② 身体障がい児（18歳未満の児童への交付者数）

令和5年3月31日現在の交付者数は815人で、構成比では視覚障がい3.1%、聴覚・平衡機能障がい9.7%、音声・言語機能障がい0.2%、肢体不自由65.6%、内部障がい21.3%となっています。

[令和5年3月31日現在]

(人)

障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全国の構成比
視覚障がい	12	3	3	4	1	2	25 (3.1%)	(4.9%)
聴覚・平衡機能障がい	0	36	15	12	0	16	79 (9.7%)	(15.5%)
言語・音声機能障がい	1	0	0	1	0	0	2 (0.2%)	(0.8%)
肢体不自由	251	120	26	36	43	59	535 (65.6%)	(60.9%)
内部障がい	78	0	43	53	0	0	174 (21.3%)	(17.9%)
合計	342	159	87	106	44	77	815 (100.0%)	(100.0%)

※全国の構成比は「福祉行政報告例」（令和3年度）に基づく。

(2) 愛護（療育）手帳の交付状況

青森県では、知的障がい者（児）に対する一貫した指導、相談を行うとともに、各種援護助成措置を受けやすくすることを目的として、昭和49年から愛護手帳（療育手帳）を交付しています。

令和5年3月31日現在の交付者数は13,713人で、児者別では児17.5%、者82.5%、障がい種別では重度35.9%、中軽度64.1%となっています。また、全体的に増加傾向にあります。

[令和5年3月31日現在]

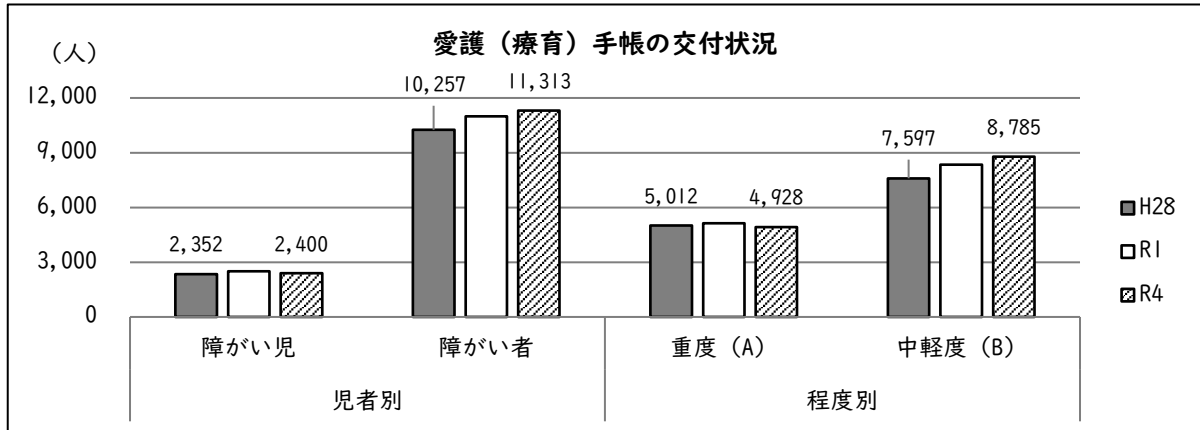
(人)

	児者別		程度別		総数
	児	者	重度 (A)	中軽度 (B)	
本県の人数	2,400	11,313	4,928	8,785	13,713
構成比	(17.5%)	(82.5%)	(35.9%)	(64.1%)	(100.0%)
全国の構成比	(24.6%)	(75.4%)	(35.4%)	(64.6%)	(100.0%)

重度（A）と中軽度（B）の区分

愛護（療育）手帳は、県内児童相談所又は青森県障害者相談センター（知的障害者更生相談所）において、知的障がい者と判定された方に対して交付されます。

区分	基準
重度（A）	① 知能指数が概ね 35 以下であって、次のいずれかに該当すること ・ 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする ・ 異食、興奮などの問題行動を有する ② 知能指数が概ね 50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等の身体障がい等級が3級以上
中軽度（B）	重度（A）以外



(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

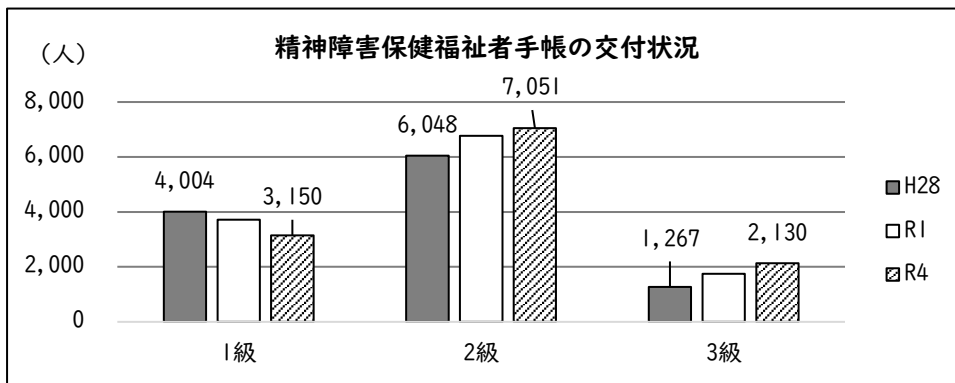
青森県では、精神障がい者の保健福祉向上を目的として、平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

令和5年3月31日現在の交付者数は12,331人で、2級が多くを占めています。また、2級及び3級は増加傾向にあり、1級は減少傾向にあります。

[令和5年3月31日現在] (人)

等級別	交付者数	全国の構成比
1級	3,150 (25.5%)	(10.0%)
2級	7,051 (57.2%)	(58.5%)
3級	2,130 (17.3%)	(31.5%)
合計	12,331 (100.0%)	(100.0%)

※全国の構成比は「衛生行政報告例」（令和4年度）に基づく。



(4) 重症心身障がい児（者）の状況

令和 5 年 3 月 31 日現在の重症心身障がい児（者）については、18 歳以上が 260 人、18 歳未満が 66 人となっています。

なお、重症心身障がい児（者）については、判断基準を国が明確に示していませんが、「大島の分類」という方法で判断することが一般的とされており、当該分類に該当すると判断される「身体障害者手帳の肢体不自由（下肢 1 級、体幹 1・2 級）又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能 1 級）を所持し、愛護手帳（療育手帳）の重度（A）を所持する者」の状況となります。

（令和 5 年 3 月 31 日現在、障害福祉課調査）（人）

	重症心身障がい児（者）数
18 歳以上	260
18 歳未満	66
計	326

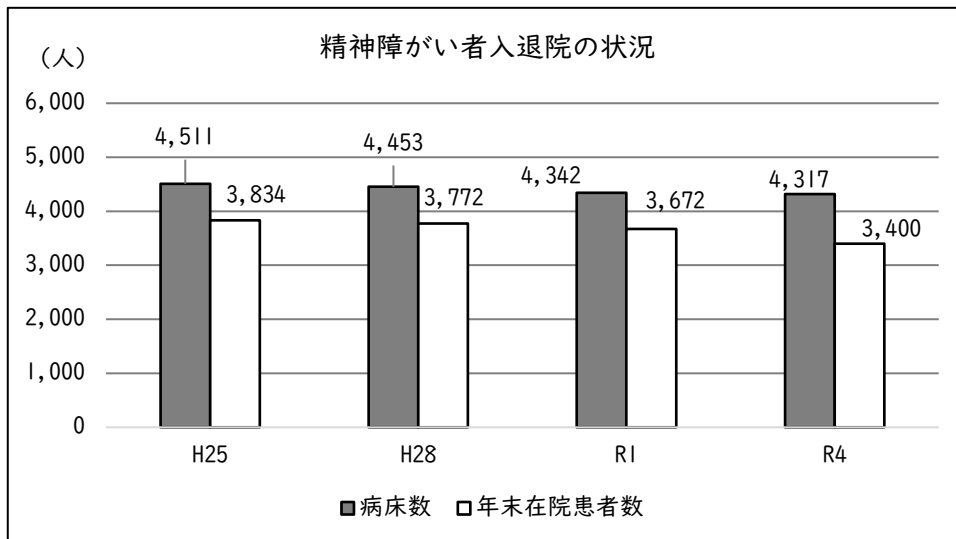
2 精神障がい者の入退院の状況

精神科病院への入退院状況を見ると、病床数及び在院患者数は概ね減少傾向にあります。

（各年度 12 月 31 日現在、障害福祉課調査）

（単位：箇所、人）

区 分	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度	令和 4 年度
病 院 数	27	27	26	26
病 床 数	4,511	4,453	4,342	4,317
本年末在院患者数	3,834	3,772	3,672	3,400



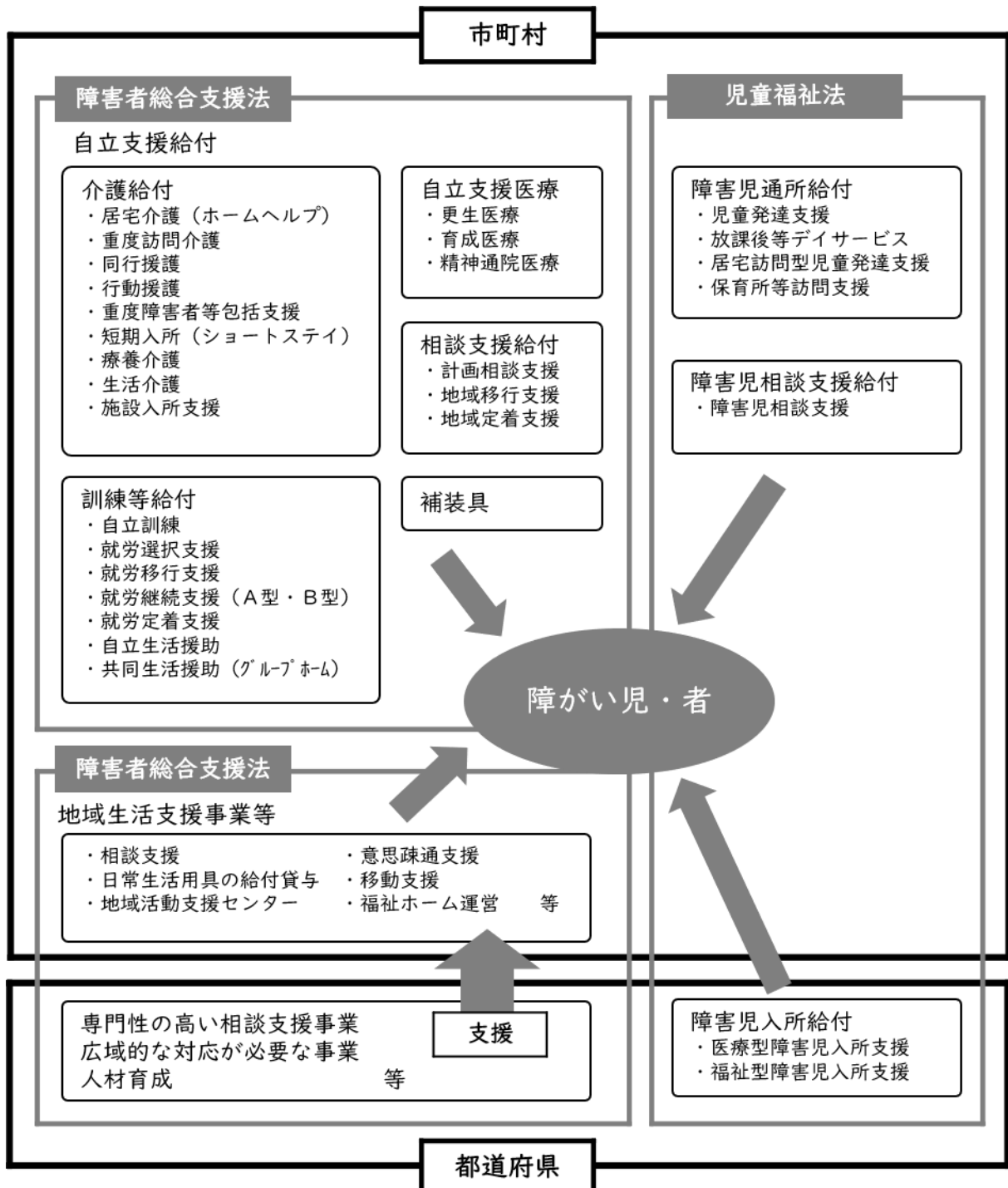
3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系

【 障害者総合支援法・児童福祉法による総合的な給付システムの全体像 】

障がい者を支援するサービスには、障害者総合支援法に基づいて個別に支給が行われる「自立支援給付」と、市町村等の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」のうち介護給付と訓練等給付を「障害福祉サービス」といい、介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付とは、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

また、障がい児を支援するサービスとして、児童福祉法に基づいて行われる障がい児の通所や入所、相談支援に係る給付があります。



【サービスの種類】

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	日中活動系	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。 ※令和4年障害者総合支援法等一部改正により創設。施行期日未定。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	
	居住系	自立生活援助	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	
相談支援事業	計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。	
	地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。	
	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。	
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 また、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。	
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	
	医療型障害児入所支援	障がいをもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	
	福祉型障害児入所支援	障がいをもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。	
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。	

4 障害福祉サービス事業所等の指定の状況

(1) 事業所数及び定員数

[令和5年10月1日現在 / 障害福祉課調査]

障害福祉サービスの種類	障がい保健福祉圏域						計
	青森	津軽	八戸	西北五	下北	上十三	
訪問系サービス	194	176	120	95	41	91	717
生活介護	47	46	50	20	7	21	191
(定員)	(1,690)	(1,335)	(1,162)	(560)	(230)	(685)	(5,662)
短期入所(医療型)	1		3	1		1	6
(定員)	(2)		(0)	(0)		(0)	(2)
短期入所(福祉型)	19	27	20	10	9	16	101
(定員)	(54)	(119)	(71)	(44)	(43)	(41)	(372)
療養介護	1		2				3
(定員)	(200)		(182)				(382)
施設入所支援	15	13	11	7	4	9	59
(定員)	(806)	(570)	(515)	(306)	(160)	(515)	(2,872)
自立訓練(機能訓練)	3		1	3			7
(定員)	(88)		(10)	(30)			(128)
自立訓練(生活訓練)	17	7	8	3	2	8	45
(定員)	(294)	(49)	(98)	(36)	(40)	(109)	(626)
就労移行支援	8	8	5	3	3	4	31
(定員)	(117)	(109)	(62)	(31)	(76)	(18)	(413)
就労継続支援A型	22	18	26	8	1	10	85
(定員)	(393)	(332)	(415)	(120)	(30)	(154)	(1,444)
就労継続支援B型	55	43	72	30	12	41	253
(定員)	(1,072)	(839)	(1,439)	(589)	(248)	(842)	(5,029)
就労定着支援	4		2	1	1	1	9
自立生活援助	1	1					2
共同生活援助	37	39	34	41	4	29	184
(定員)	(802)	(716)	(590)	(441)	(39)	(341)	(2,929)
計画相談支援	39	29	43	20	18	51	200
地域移行支援	19	10	8	9	3	15	64
地域定着支援	19	10	8	9	3	15	64
児童発達支援	35	12	16	8	3	15	89
(定員)	(355)	(120)	(170)	(90)	(30)	(175)	(940)
福祉型児童発達支援(センター)	2	5	2	2	1	2	14
(定員)	(30)	(129)	(50)	(30)	(20)	(26)	(285)
医療型児童発達支援(センター)	1		1				2
(定員)	(10)		(40)				(50)
放課後等デイサービス	50	43	58	14	7	30	202
(定員)	(515)	(470)	(615)	(170)	(90)	(345)	(2,205)
保育所等訪問支援	13	8	9	5	2	5	42
居宅訪問型児童発達支援	2		2			1	5
医療型障害児入所施設	1		3				4
(定員)	(120)		(182)				(302)
福祉型障害児入所施設	2	2	1	1	1	1	8
(定員)	(16)	(20)	(40)	(10)	(30)	(30)	(146)
障害児相談支援	25	22	36	14	8	41	146

(2) 事業所数の推移

[障害福祉課調査]

障害福祉サービスの種類	R2年10月1日	R5年10月1日	増減数	増減率
訪問系サービス	609	717	108	17.7%
生活介護	169	191	22	13.0%
短期入所（福祉型）	87	101	14	16.1%
短期入所（医療型）	4	6	2	50.0%
療養介護	3	3	0	0.0%
施設入所支援	61	59	△ 2	△ 3.3%
自立訓練（機能訓練）	8	7	△ 1	△ 12.5%
自立訓練（生活訓練）	37	45	8	21.6%
就労移行支援	36	31	△ 5	△ 13.9%
就労継続支援A型	88	85	△ 3	△ 3.4%
就労継続支援B型	224	253	29	12.9%
就労定着支援	8	9	1	12.5%
自立生活援助	1	2	1	100.0%
共同生活援助	165	184	19	11.5%
計画相談支援	178	200	22	12.4%
地域移行支援	69	64	△ 5	△ 7.2%
地域定着支援	67	64	△ 3	△ 4.5%
児童発達支援	50	89	39	78.0%
福祉型児童発達支援（センター）	12	14	2	16.7%
医療型児童発達支援（センター）	2	2	0	0.0%
放課後等デイサービス	149	202	53	35.6%
保育所等訪問支援	21	42	21	100.0%
居宅訪問型児童発達支援	3	5	2	66.7%
医療型障害児入所施設	4	4	0	0.0%
福祉型障害児入所施設	9	8	△ 1	△ 11.1%
障害児相談支援	136	146	10	7.4%
計	2,200	2,533	333	15.1%

5 第6期計画の指定障害福祉サービス等の進捗状況

(1) 第6期計画の成果目標に係る実績

成果目標	R5 目標値	進捗状況 ※1		
		現状値	時点	達成状況
1 地域生活支援拠点等が有する機能の充実				
① 地域生活支援拠点等の確保	6圏域に 各1箇所以上	3箇所	R 5	未達成
② 地域生活支援拠点等がの充実に向けた検証及び検討	各箇所年1回以上	2箇所	R 5	未達成
2 福祉施設の入所者の地域生活への移行				
① 障害者支援施設から地域生活への移行者数	189人	37人	R 4	未達成
② 障害者支援施設入所者数	2,358人 (△54人)	2,375人	R 4	概ね達成
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
① 精神病床における1年以上の長期入院患者数 ※2	(65歳以上) 973人	1,295人	R 4 6月末	未達成
	(65歳未満) 459人	638人	R 4 6月末	未達成
	(合計) 1432人	1,933人	R 4 6月末	-
② 精神病床における早期退院率 ※3	(入院後3か月時点) 69%	60.9%	R 1	未達成
	(入院後6か月時点) 86%	78.3%	R 1	未達成
	92.0%	87.9%	R 1	未達成
③ 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の 地域における平均生活日数 ※3	(入院後1年時点) 316日	319.7日	R 1	達成
4 福祉施設から一般就労への移行等 ※4				
① 福祉施設から一般就労への移行者数	166人	160人	R 4	概ね達成
② 福祉施設から一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	71人	67人	R 4	概ね達成
④ 福祉施設から一般就労への移行者数 (就労継続支援A型事業)	56人	56人	R 4	達成
⑤ 福祉施設から一般就労への移行者数 (就労継続支援B型事業)	36人	36人	R 4	達成
⑥ 就労定着支援事業の利用率	70.0%	27.3%	R 4	未達成
⑦ 就労定着支援事業所の就労定着率	70.0%	77.8%	R 4	達成

※1 「達成状況」

達成＝達成度合いが10割以上、概ね達成＝達成度合いが8割以上10割未満、未達成＝達成度合いが8割未満

※2は厚生労働省の「精神保健福祉資料」(630調査)、※3はNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)に基づく。これ以外は障害福祉課が実施した調査に基づく。

※4 本計画において、福祉施設から一般就労への移行に係る記載における福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)のことを指します。

成果目標		R5 目標値	進捗状況 ※1		
			現状値	時点	達成状況
5 障がい児支援の提供体制の整備等					
①	児童発達支援センターの設置	各市町村又は各圏域に 少なくとも1箇所以上 設置	6圏域	R 5	達成
②	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	各市町村又は各圏域で 構築	6圏域	R 4	達成
③	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	各市町村又は各圏域に 少なくとも1箇所以上 設置	5圏域	R 4	概ね達成
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村又は各圏域に 少なくとも1箇所以上 確保	6圏域	R 4	達成
⑥	医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	県が設置	設置済	R 5	達成
		各圏域又は各市町村に 設置	4圏域	R 5	未達成
⑦	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	県が配置	配置済	R 5	達成
		各圏域又は各市町村に 配置	6圏域	R 4	達成
⑧	難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築	県が体制確保	確保済	R 5	達成
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組					
①	障害福祉サービス等の質を向上のための取組に係る体制の構築	県が体制構築	構築済	R 4	達成
		40市町村	26市町村	R 4	未達成

(2) 指定障害福祉サービス等の圏域ごとの状況

令和5年度の計画及び令和3年度から令和5年度までの各年度の実績による1か月分のサービス利用量です。令和5年度の実績は見込値とし、さらに圏域人口千人当たりの実績量、計画に対する進捗率を掲載しています。

【訪問系サービス】

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援事業利用者は上十三圏域を除き、増加傾向となっています。また、津軽・八戸・上十三圏域では人口に対するサービス利用量が少なく、他圏域と格差が見られます。

(単位：時間)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	20,974	21,605	21,792	23,531	83.1	112.2%
津軽	264	8,541	7,598	8,201	8,138	30.8	95.3%
八戸	299	6,453	5,770	6,101	7,209	24.1	111.7%
西北五	113	5,515	5,451	5,536	5,609	49.6	101.7%
下北	64	2,328	2,447	2,524	2,603	40.7	111.8%
上十三	161	4,597	4,325	4,082	4,076	25.3	88.7%
計	1,186	48,408	47,196	48,236	51,166	43.1	105.7%
人数置換※	-	2,689	2,622	2,680	2,843	-	-

※1人当たり18時間(1か月の平均的な利用時間)で算定

【日中活動系サービス】 [② 生活介護事業 ~ ⑪ 短期入所事業(医療型)]

生活介護事業及び就労継続支援事業(A型、B型)は、サービス利用量が多く、計画の見込値に対する進捗率も高くなっています。

自立訓練事業(機能訓練)、就労定着支援事業、短期入所事業(医療型)は、サービス利用量が少なく、計画の見込値と比べても進捗率が低くなっています。

② 生活介護事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	19,539	20,190	19,989	20,007	70.7	102.4%
津軽	264	19,821	19,104	19,179	19,778	74.9	99.8%
八戸	299	21,550	20,595	20,937	21,294	71.2	98.8%
西北五	113	12,135	12,070	11,125	11,833	104.7	97.5%
下北	64	5,839	5,190	5,399	5,467	85.4	93.6%
上十三	161	10,734	10,968	10,981	10,708	66.5	99.8%
計	1,186	89,618	88,117	87,610	89,087	75.1	99.4%
人数置換※	-	4,481	4,406	4,381	4,454	-	-

※1人当たり20日(1か月の平均的な利用日数)で算定

③ 自立訓練事業（機能訓練）

（単位：人日）

圏域	人口（千）	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	28	51	61	60	0.2	214.3%
津軽	264	114	0	8	8	0.0	7.0%
八戸	299	134	0	0	0	0.0	0.0%
西北五	113	154	62	44	83	0.7	53.9%
下北	64	0	0	0	0	0.0	-
上十三	161	44	4	9	7	0.0	15.9%
計	1,186	474	117	122	158	0.1	33.3%
人数置換※	-	24	6	6	8	-	-

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

④ 自立訓練事業（生活訓練）

（単位：人日）

圏域	人口（千）	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	560	983	1,291	1,427	5.0	254.8%
津軽	264	699	439	576	577	2.2	82.5%
八戸	299	788	857	698	787	2.6	99.9%
西北五	113	161	174	79	173	1.5	107.5%
下北	64	640	445	493	491	7.7	76.7%
上十三	161	1,352	950	866	821	5.1	60.7%
計	1,186	4,200	3,848	4,003	4,276	3.6	101.8%
人数置換※	-	210	192	200	214	-	-

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑤ 就労移行支援事業

（単位：人日）

圏域	人口（千）	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	1,746	1,181	1,327	1,424	5.0	81.6%
津軽	264	1,485	1,132	1,135	1,434	5.4	96.6%
八戸	299	1,031	721	793	976	3.3	94.7%
西北五	113	393	271	300	388	3.4	98.7%
下北	64	285	231	180	188	2.9	66.0%
上十三	161	283	47	149	179	1.1	63.3%
計	1,186	5,223	3,583	3,884	4,589	3.9	87.9%
人数置換※	-	290	199	216	255	-	-

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑥ 就労継続支援A型事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	8,126	7,192	6,447	6,600	23.3	81.2%
津軽	264	9,364	6,830	6,607	6,911	26.2	73.8%
八戸	299	8,238	7,150	7,415	7,722	25.8	93.7%
西北五	113	3,563	3,069	2,734	2,905	25.7	81.5%
下北	64	790	672	557	526	8.2	66.6%
上十三	161	1,940	1,830	1,822	1,697	10.5	87.5%
計	1,186	32,021	26,743	25,582	26,361	22.2	82.3%
人数置換※	-	1,779	1,486	1,421	1,464	-	-

※1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑦ 就労継続支援B型事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	15,510	14,510	14,832	15,383	54.4	99.2%
津軽	264	14,549	12,584	14,159	14,249	54.0	97.9%
八戸	299	23,260	21,764	23,356	24,754	82.8	106.4%
西北五	113	10,677	10,806	10,610	11,458	101.4	107.3%
下北	64	5,220	4,481	4,522	4,864	76.0	93.2%
上十三	161	12,762	13,400	14,610	14,218	88.3	111.4%
計	1,186	81,978	77,545	82,089	84,926	71.6	103.6%
人数置換※	-	4,554	4,308	4,561	4,718	-	-

※1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑧ 就労定着支援事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	98	26	26	26	0.1	26.5%
津軽	264	45	0	0	0	0.0	0.0%
八戸	299	41	18	20	22	0.1	53.7%
西北五	113	14	4	4	6	0.1	42.9%
下北	64	3	3	3	3	0.0	100.0%
上十三	161	11	6	2	2	0.0	18.2%
計	1,186	212	57	55	59	0.0	27.8%

⑨ 療養介護事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	58	57	58	60	0.2	103.4%
津軽	264	48	45	43	46	0.2	95.8%
八戸	299	76	71	73	74	0.2	97.4%
西北五	113	44	34	34	37	0.3	84.1%
下北	64	17	16	14	14	0.2	82.4%
上十三	161	47	43	41	42	0.3	89.4%
計	1,186	290	266	263	273	0.2	94.1%

⑩ 短期入所事業(福祉型)

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	406	230	256	340	1.2	83.7%
津軽	264	1,344	656	681	736	2.8	54.8%
八戸	299	751	435	470	446	1.5	59.4%
西北五	113	764	341	506	472	4.2	61.8%
下北	64	229	195	222	239	3.7	104.4%
上十三	161	293	226	238	311	1.9	106.1%
計	1,186	3,787	2,083	2,373	2,544	2.1	67.2%
人数置換※	-	379	208	237	254	-	-

※1人当たり10日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑪ 短期入所事業(医療型)

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	93	36	50	50	0.2	53.8%
津軽	264	112	31	0	10	0.0	8.9%
八戸	299	90	0	18	40	0.1	44.4%
西北五	113	25	0	4	9	0.1	36.0%
下北	64	3	0	0	1	0.0	33.3%
上十三	161	25	0	0	3	0.0	12.0%
計	1,186	348	67	72	113	0.1	32.5%
人数置換※	-	35	7	7	11	-	-

※1人当たり10日(1か月の平均的な利用日数)で算定

【居住系サービス】 [⑫ 自立生活援助事業 ~ ⑭ 施設入所支援事業]

地域生活への移行推進により、共同生活援助事業の利用者は増加傾向にあり、進捗率は県全体で約100%となっています。

施設入所支援事業の利用者（施設入所者数）は、ほぼ横ばいで推移しています。

⑫ 自立生活援助事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	7	0	2	3	0.0	42.9%
津軽	264	50	0	0	0	0.0	0.0%
八戸	299	10	1	1	2	0.0	20.0%
西北五	113	6	0	0	3	0.0	50.0%
下北	64	1	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	161	5	0	0	0	0.0	0.0%
計	1,186	79	1	3	8	0.0	10.1%

⑬ 共同生活援助事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	425	349	371	410	1.4	96.5%
津軽	264	553	432	470	487	1.8	88.1%
八戸	299	475	483	508	530	1.8	111.6%
西北五	113	407	385	387	392	3.5	96.3%
下北	64	118	107	106	109	1.7	92.4%
上十三	161	308	271	288	289	1.8	93.8%
計	1,186	2,286	2,027	2,130	2,217	1.9	97.0%

⑭ 施設入所支援事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	585	538	524	530	1.9	90.6%
津軽	264	459	504	483	486	1.8	105.9%
八戸	299	467	498	487	494	1.7	105.8%
西北五	113	294	308	305	310	2.7	105.4%
下北	64	183	186	205	184	2.9	100.5%
上十三	161	370	386	371	371	2.3	100.3%
計	1,186	2,358	2,420	2,375	2,375	2.0	100.7%

【相談支援】 [⑮ 計画相談支援事業 ～ ⑰ 地域定着支援事業]

地域相談支援事業（地域移行支援事業・地域定着支援事業）は、利用者が少ない状況にあり、今後地域移行を進めるために利用の促進を図る必要があります。

⑮ 計画相談支援事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	888	714	701	722	2.6	81.3%
津軽	264	561	413	478	496	1.9	88.4%
八戸	299	851	774	852	863	2.9	101.4%
西北五	113	396	385	400	412	3.6	104.0%
下北	64	739	96	93	85	1.3	11.5%
上十三	161	483	450	454	370	2.3	76.6%
計	1,186	3,918	2,832	2,978	2,948	2.5	75.2%

⑯ 地域移行支援事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	12	6	7	7	0.0	58.3%
津軽	264	153	7	0	4	0.0	2.6%
八戸	299	8	0	0	1	0.0	12.5%
西北五	113	13	2	4	5	0.0	38.5%
下北	64	4	4	3	3	0.0	75.0%
上十三	161	7	2	2	0	0.0	0.0%
計	1,186	197	21	16	20	0.0	10.2%

⑰ 地域定着支援事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	4	8	10	12	0.0	300.0%
津軽	264	104	14	27	21	0.1	20.2%
八戸	299	10	4	3	5	0.0	50.0%
西北五	113	12	0	0	3	0.0	25.0%
下北	64	3	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	161	11	11	9	9	0.1	81.8%
計	1,186	144	37	49	50	0.0	34.7%

【障害児通所・入所・相談支援】 [⑱児童発達支援事業 ～ ㉕障害児相談支援事業]

ほぼ全てのサービスで増加傾向にあり、特に児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業において、利用児が多くなっています。

⑱ 児童発達支援事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	2,131	2,168	2,536	2,886	10.2	135.4%
津軽	264	2,452	2,022	2,625	2,619	9.9	106.8%
八戸	299	2,610	1,763	2,704	2,520	8.4	96.6%
西北五	113	586	625	641	688	6.1	117.4%
下北	64	494	471	582	567	8.9	114.8%
上十三	161	1,007	1,198	1,486	1,317	8.2	130.8%
計	1,186	9,280	8,247	10,574	10,597	8.9	114.2%
人数置換※	-	773	687	881	883	-	-

※1人当たり12日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑲ 医療型児童発達支援事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	44	29	22	20	0.1	45.5%
津軽	264	38	2	2	2	0.0	5.3%
八戸	299	158	71	126	135	0.5	85.4%
西北五	113	36	0	0	23	0.2	63.9%
下北	64	3	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	161	49	46	33	22	0.1	44.9%
計	1,186	328	148	183	202	0.2	61.6%
人数置換※	-	55	25	31	34	-	-

※1人当たり6日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑳ 放課後等デイサービス事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	7,302	6,913	9,209	10,043	35.5	137.5%
津軽	264	8,528	7,839	9,493	10,168	38.5	119.2%
八戸	299	9,108	8,098	9,948	9,919	33.2	108.9%
西北五	113	2,389	2,158	2,563	2,530	22.4	105.9%
下北	64	1,484	916	856	840	13.1	56.6%
上十三	161	4,306	4,513	4,879	4,905	30.5	113.9%
計	1,186	33,117	30,437	36,947	38,405	32.4	116.0%
人数置換※	-	2,760	2,536	3,079	3,200	-	-

※1人当たり12日(1か月の平均的な利用日数)で算定

② 保育所等訪問支援事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	207	129	156	205	0.7	99.0%
津軽	264	42	5	25	39	0.1	92.9%
八戸	299	18	4	18	25	0.1	138.9%
西北五	113	83	48	81	96	0.8	115.7%
下北	64	18	0	32	38	0.6	211.1%
上十三	161	42	11	18	29	0.2	69.0%
計	1,186	410	197	330	432	0.4	105.4%
人数置換※	-	34	16	28	36	-	-

※1人当たり12日(1か月の平均的な利用日数)で算定

② 居宅訪問型児童発達支援事業

(単位：人日)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	33	0	3	24	0.1	72.7%
津軽	264	49	0	0	0	0.0	0.0%
八戸	299	25	0	14	13	0.0	52.0%
西北五	113	10	0	0	0	0.0	0.0%
下北	64	3	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	161	17	0	18	23	0.1	135.3%
計	1,186	137	0	35	60	0.1	43.8%
人数置換※	-	23	0	6	10	-	-

※1人当たり6日(1か月の平均的な利用日数)で算定

③ 医療型児童入所支援事業

(単位：人)

	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
県計	1,186	59	46	54	54	0.0	91.5%

④ 福祉型児童入所支援事業

(単位：人)

	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
県計	1,186	125	79	68	68	0.1	54.4%

⑤ 障害児相談支援事業

(単位：人)

圏域	人口(千)	R5計画	R3	R4	R5	R5/人口千人	進捗率
青森	283	567	232	239	262	0.9	46.2%
津軽	264	188	141	142	156	0.6	83.0%
八戸	299	219	204	212	235	0.8	107.3%
西北五	113	76	57	72	75	0.7	98.7%
下北	64	155	21	29	31	0.5	20.0%
上十三	161	198	116	123	118	0.7	59.6%
計	1,186	1,403	771	817	877	0.7	62.5%

6 障がい者の雇用・就業の状況

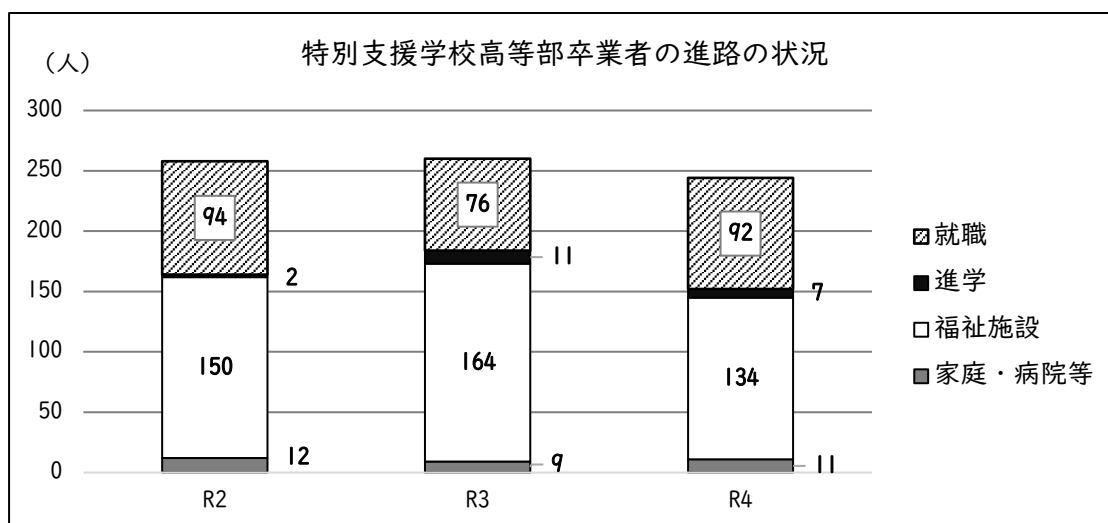
(1) 特別支援学校高等部卒業者の進路の状況（青森県教育庁）

特別支援学校高等部の卒業者の進路状況について、令和4年度でみると一般事業所等への就職者は92人で、卒業者に対する割合は37.7%です。就職者数は概ね横ばいですが、卒業者数に対する割合は全国を上回る状況にあります。

(各年度末)

(単位：人)

進路	令和2年度		令和3年度		令和4年度		【参考】 全国の状況（割合） （R4年度末）
	卒業者数に 対する割合	卒業者数に 対する割合	卒業者数に 対する割合	卒業者数に 対する割合			
就職	94	36.4%	76	29.2%	92	37.7%	20.5%
進学	2	0.8%	11	4.2%	7	2.9%	1.9%
福祉施設	150	58.1%	164	63.1%	134	54.9%	61.1%
家庭・病院等	12	4.7%	9	3.5%	11	4.6%	16.5%
卒業者数	258	100.0%	260	100.0%	244	100.0%	100.0%



(2) 障がい者職業紹介状況（青森労働局）

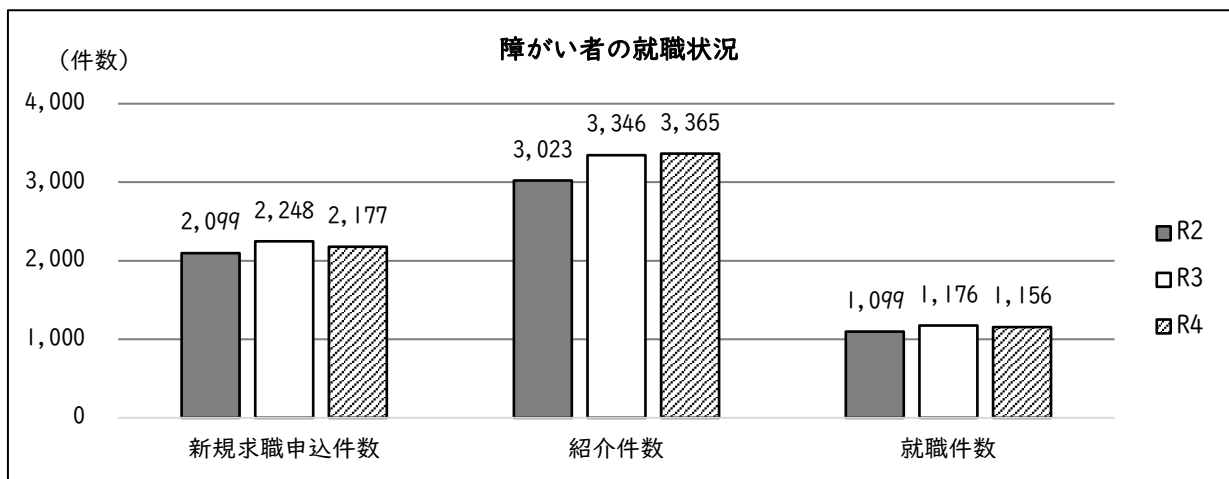
障がい者の新規求職申込件数、紹介件数、就職件数は全体的に微増傾向にあり、令和4年度の新規求職申込件数は2,177件、就職件数1,156件となっています。精神障がい者については求職申込件数、紹介件数、就職件数のいずれも増加傾向にあります。

また、求職する障がい者の約50%が就職しており、全国を上回る状況にあります。

〔障がい者の就職状況〕（各年度末）

（単位：件）

種別	区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			就職率		就職率		就職率
身体障がい者	新規求職申込件数	565	41.1%	613	40.6%	577	45.4%
	紹介件数	773		852		791	
	就職件数	232		249		262	
知的障がい者	新規求職申込件数	365	59.5%	338	70.4%	354	63.3%
	紹介件数	344		414		404	
	就職件数	217		238		224	
精神障がい者	新規求職申込件数	890	54.8%	987	55.7%	1,052	55.6%
	紹介件数	1,497		1,673		1,928	
	就職件数	488		550		585	
その他障がい者	新規求職申込件数	279	58.1%	310	44.8%	194	43.8%
	紹介件数	409		407		242	
	就職件数	162		139		85	
県合計	新規求職申込件数	2,099	52.4%	2,248	52.3%	2,177	53.1%
	紹介件数	3,023		3,346		3,365	
	就職件数	1,099		1,176		1,156	
全国の状況	新規求職申込件数	211,926	42.4%	223,985	42.9%	233,434	43.9%
	就職件数	89,840		96,180		102,537	



- (3) 福祉施設から一般就労への移行 ※
関係機関と連携し、障がい者の一般就労を推進します。

① 障がい者に対する職業訓練の受講 (障害福祉課調査)

福祉施設から一般就労に移行した者のうち障がい者に対する職業訓練の受講者数(人)	令和元年度	令和4年度
	28	11

② 福祉施設から公共職業安定所への誘導

福祉施設から公共職業安定所への誘導者数(人)	令和元年度	令和4年度
	149	137

③ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

福祉施設から一般就労へ移行した者のうち障害者就業・生活支援センターへの誘導者数(人)	令和元年度	令和4年度
	107	96

④ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援

福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数(人)	令和元年度	令和4年度
	97	74

- (4) 県内就労継続支援事業所の平均賃金(工賃)の状況

(障害福祉課調査)	(単位:(月額)円)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労継続支援A型	67,432	73,011	74,085
就労継続支援B型	12,265	15,255	15,686

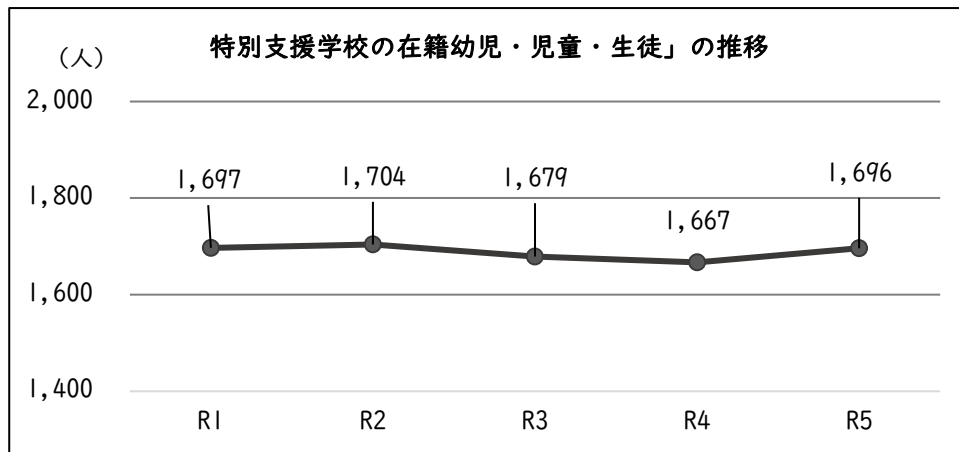
7 特別支援教育の状況

(1) 特別支援学校の在籍者数の状況（青森県教育庁）

特別支援学校の在籍者数について、令和5年度でみると幼稚部、小学部、中学部、高等部の合計で1,696人となっており、過去5年ではほぼ横ばいに推移しています。

[毎年度5月1日現在/単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増加率（5年間）
幼稚部	13	14	14	13	11	△ 15.4%
小学部	521	556	584	604	627	20.3%
中学部	362	356	340	348	372	2.8%
高等部	801	778	741	702	686	△ 14.4%
合計	1,697	1,704	1,679	1,667	1,696	△ 0.1%

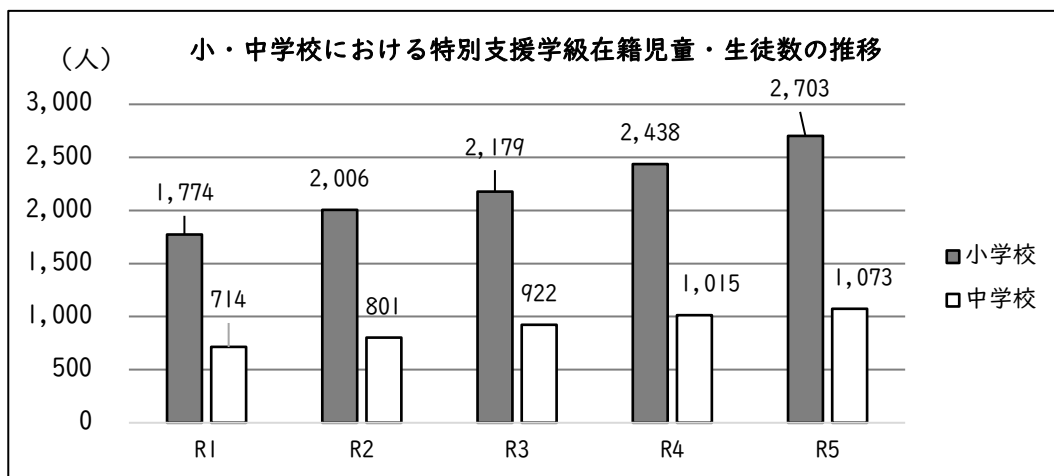


(2) 小・中学校における特別支援学級の在籍者数の状況（青森県教育庁）

小・中学校における特別支援学級の在籍者数について、令和5年度でみると小学校が2,703人、中学校が1,073人となっており、増加傾向にあります。

[毎年度5月1日現在/単位：人]

校種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増加率（5年間）
小学校	1,774	2,006	2,179	2,438	2,703	52.4%
中学校	714	801	922	1,015	1,073	50.3%
合計	2,488	2,807	3,101	3,453	3,776	51.8%



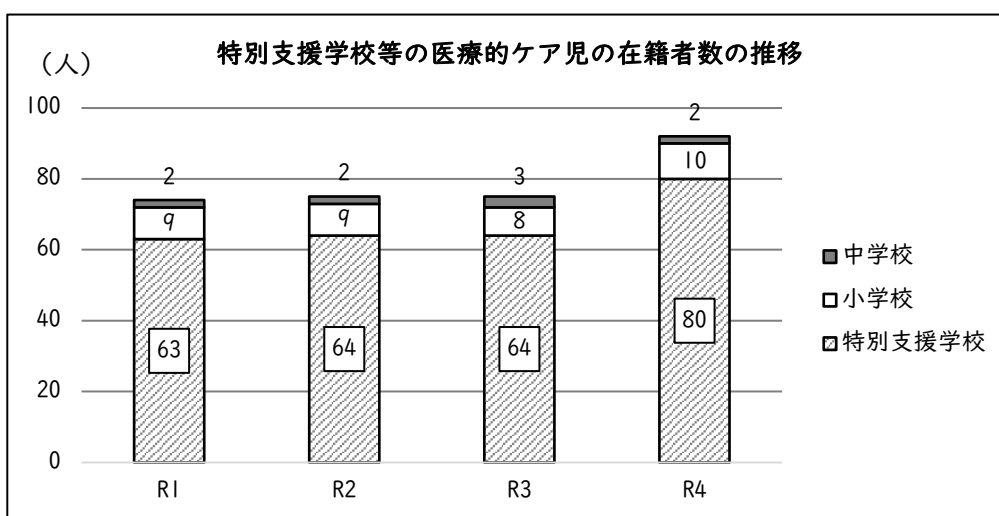
(3) 特別支援学校等の医療的ケア児の在籍者数の状況（文部科学省）

特別支援学校及び小・中学校における医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の在籍者数について、令和4年度でみると特別支援学校が80人、小学校が10人、中学校が2人となっています。

なお、文部科学省では、小・中学校における医療的ケア児の都道府県毎の在籍者数を平成27年度から公表しています。

[毎年度5月1日現在/単位：人]

校種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別支援学校	63	64	64	80
小学校	9	9	8	10
中学校	2	2	3	2
合計	74	75	75	92



8 医療的ケア児に対する支援の状況

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、青森県小児在宅支援センターに県が配置した医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター及び市町村における関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数です。

- ① 県における医療的ケア児等の支援を総合的に調整するコーディネーターの配置人数
(青森県小児在宅支援センターへの配置人数)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	—	5

- ② 市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
2	2	22

9 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援に関する各取組については、発達障がい者支援センターのこれまでの取組の実績による数値です。

① 発達障がい者支援地域協議会の開催回数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	1	1

② 発達障がい者支援センターによる相談件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
4,851	5,084	4,783

③ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
200	99	94

④ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
107	83	110

⑤ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
163	126	145

⑥ ペアレントメンターの人数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
28	30	33

⑦ ピアサポートの活動への参加人数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
84	53	24

10 第6期計画における本県の障がい福祉に関する課題

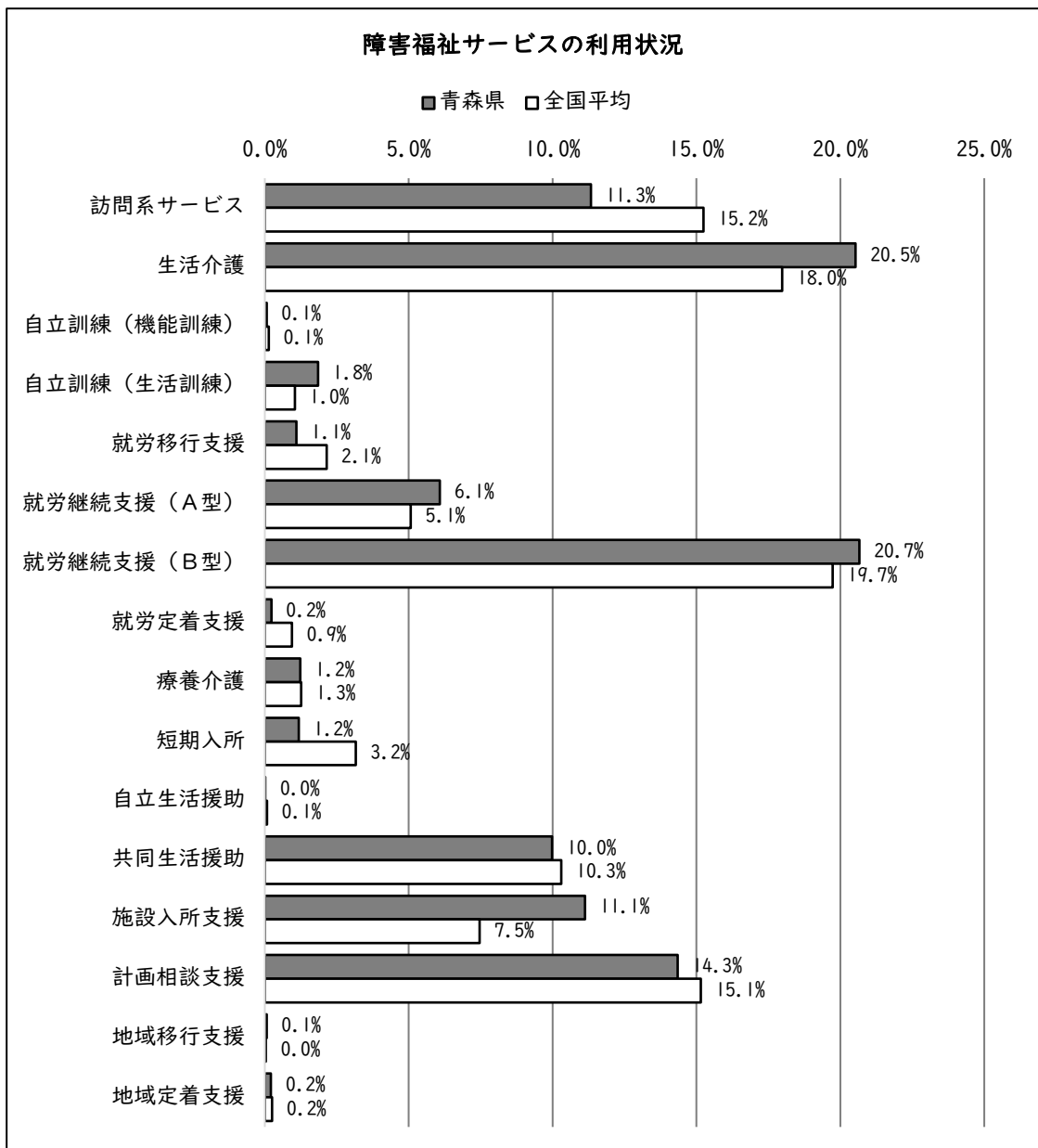
(1) 障害福祉サービス等の充実

障がい者等のニーズに応じて、障害福祉サービスの充実を図るとともに、サービス利用量に地域差があることから、障害福祉サービスの均てん化が必要です。

① 障害福祉サービスの利用状況

本県の障害福祉サービスの種類別の構成比をみると、全国平均に比べ、訪問系サービス、短期入所の比率が少なく、生活介護及び施設入所支援の比率が多くなっています。

障がい者が地域生活に移行し、家庭やグループホームにおいて自立した生活をするには、居宅介護などの訪問系サービスの充実や、在宅生活において家族の支援が受けられない場合等の支援として短期入所の充実が必要です。

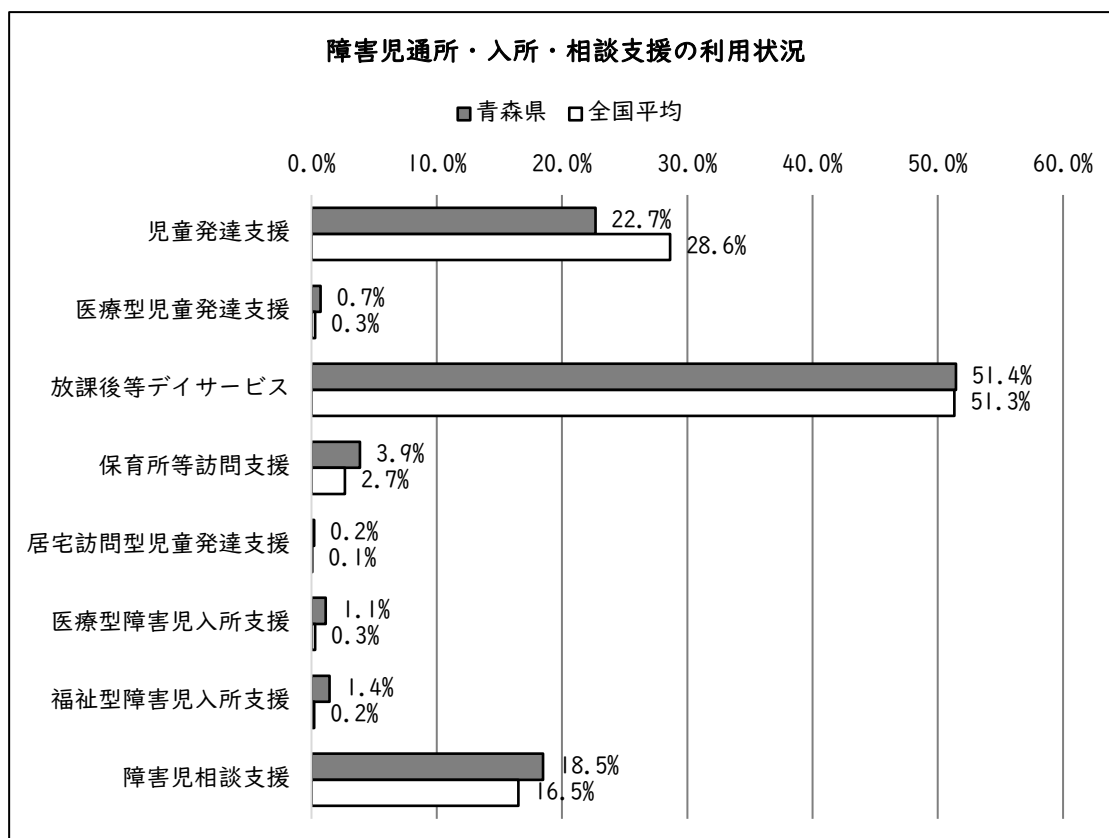


[国保連データ（R5.3）から整理]

② 障害児通所・入所・相談支援の利用状況

障害児通所支援等の種類別の構成比をみると、全国平均に比べ、児童発達支援の比率が少なくなっています。

障がいのある児童の支援については、発達段階に応じた切れ目のない支援を提供することが重要であり、身近な地域で必要な支援を受けられる障がい児支援の提供体制の充実が必要です。



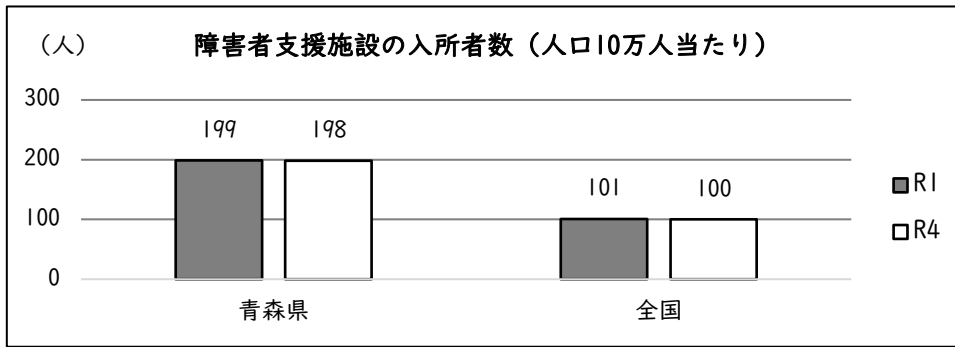
[国保連データ (R5.3) から整理]

(2) 障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行

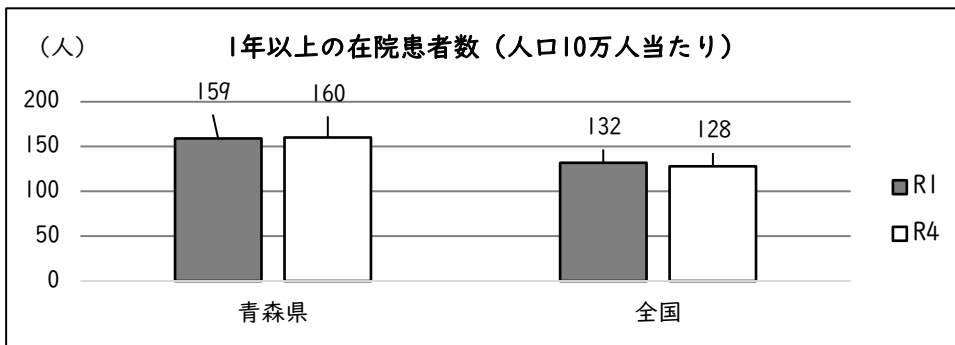
本県の障害者支援施設の入所者はほぼ横ばいで推移していますが、人口10万人当たりの入所者数は全国平均に比べると多い状況にあります。

また、精神科病院における1年以上の在院者数も横ばいで推移しており、人口10万人当たりの在院者数は全国平均に比べると多い状況にあります。

地域生活への移行に当たっては、地域で生活しやすい環境を整備することが大切であるため、在宅での生活を支援する障害福祉サービスの充実を図るとともに、日常生活上の利便性や社会参加を高める地域生活支援事業等の取組を推進する必要があります。



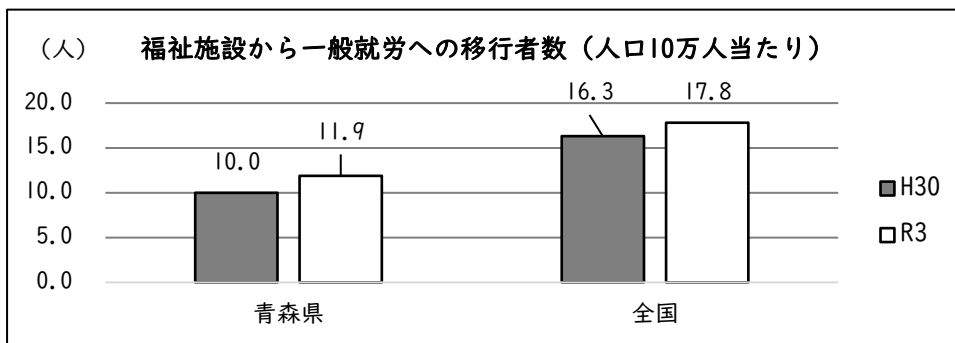
出展：国保連データ



出展：精神保健福祉資料（厚生労働省）

(3) 福祉施設における一般就労への移行

本県の福祉施設から一般就労した障がい者の数は増加傾向にありますが、人口10万人当たりの人数は全国平均に比べると少ない状況となっています。障がい者の自己決定を尊重し、一般就労を希望している障がい者が一人でも多く就職し、また職場に定着できるよう、就労系サービスの充実を図るとともに、雇用施策との連携を図りながら就労に向けた適切な支援を進める必要があります。



出展：青森県は障害福祉課調査、全国は社会福祉施設調査（厚生労働省）

Ⅲ 成果目標と推進方策

Ⅰ 計画の全体イメージ

基本理念		
<p>住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす</p>		
基本的目標	成果目標（令和8年度）	主な推進方策
<p>障害者支援施設及び精神病床からの地域生活への移行の推進</p>	<p>地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備 ・地域生活支援拠点が有する機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた市町村支援 ・グループホーム整備推進による居住の場の確保 ・地域移行支援事業等の活用促進等による地域生活への移行推進 ・地域生活を支援するサービスの充実、活用促進による退所後の地域生活の維持 ・県民の障がい者に対する理解促進
	<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の地域生活移行 ・施設入所者数の削減 	
	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神病床における長期入院患者数の減少 ・早期退院率の上昇 ・地域における平均生活日数の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院従事者等を対象とした地域移行に係る研修の実施 ・保健、医療、福祉関係者の連携による退院支援 ・適切な通院、訪問看護及びデイケア等の利用促進
<p>障がい者が自立し安心した生活を送るための福祉施設から一般就労への移行の推進</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行 ・就労移行支援事業所における一般就労への移行者の割合 ・就労定着支援事業の利用者数 ・就労定着支援事業所の就労定着率 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用に対する理解促進 ・就労訓練等専門機関の利用促進 ・障害者就業・生活支援センターにおける自立支援 ・就労定着支援事業の活用促進 ・特別支援学校卒業予定者に対する就労移行支援事業の利用促進
<p>障がい児等が地域で必要な支援を受けられる体制の強化</p>	<p>障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・インクルージョン推進体制の構築 ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置 ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 ・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で支援を受けられる障害児通所支援事業所等の整備 ・事業所職員に対する研修の実施 ・児童発達支援センターを中核としたインクルージョンの推進 ・発達障がい者支援センターにおける相談対応、研修実施等による発達障がい児支援体制の充実 ・重症心身障がい児や医療的ケア児等の支援体制の整備 ・難聴児支援のための連携体制構築
<p>障がい児者が安心して生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の育成</p>	<p>障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成及び意思決定支援に関する研修の推進 ・事業者等への指導の適正な実施及び関係市町村との結果共有

2 地域生活支援の充実

(1) 成果目標

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実に向けた目標を設定します。

成果目標	目標値 (令和8年度)	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等を各圏域に少なくとも1つ整備	6箇所 (6圏域)	県内での整備が進んでいないことから、全圏域での整備を目指し、未整備圏域での整備を促すこととし、目標を維持します。
地域生活支援拠点等の機能の充実のためコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	6箇所 (6圏域)	地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進めるため、国の基本指針に即して設定します。
地域生活支援拠点等の機能の充実のため年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	各箇所 年1回以上	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、目標を維持します。

地域生活支援拠点等とは

障がい者の自立支援の観点から、障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援として、たとえば次のような機能を集約した拠点をいう。

共同生活援助や障がい者支援施設等に機能を付加した拠点（多機能拠点整備型）を整備するもので、いわゆるハード（建築物）の整備をめざすものではない。

また、拠点としてではなく、地域の複数の事業所・機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）とするなど、各市町村が地域の実情に応じて整備する場合も考えられる。

※ 地域生活支援拠点等については、令和4年の障害者総合支援法の一部改正により、令和6年4月から法律上に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられている。

【地域生活支援拠点等の有する主な機能】

- ① 相談（地域生活への移行、親元からの自立に係る相談）
- ② 体験の機会及び場（一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供）
- ③ 緊急時の対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保）
- ④ 専門性（人材の確保・養成・連携等による専門性の確保）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等）

(2) 主な推進方策

【市町村に対する支援】

ア 各市町村・圏域の拠点等整備に係る現状や課題等を把握し共有するなど、拠点等の整備や機能の充実のために必要な支援を継続的に行います。

イ 拠点等の整備について、圏域で整備する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

ウ 社会福祉施設等施設整備費の助成により、拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備を支援します。

3 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設入所者のうち地域生活へ移行する者の数及び障害者支援施設の入所者数に関する目標値を設定します。

成果目標	目標値 (令和8年度)	目標設定の考え方
施設入所者の地域生活移行者数	143人 (令和8年度までの累計)	市町村計画との整合を図りつつ、地域移行を推進する観点から、市町村の目標値を基に設定しています。 ※移行者数143人は、令和4年度末施設入所者数の6%相当
施設入所者数	2,312人 (令和4年度末から63人削減)	国の基本指針における成果目標は、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としていますが、第6期計画における本県の削減数は、令和4年度末時点で、令和元年度末の約1.6%(54人)にとどまっています。 本県の施設入所者数は減少傾向にあるものの、入所者の高齢化・重度化、社会資源等の状況により、地域での生活が難しい利用者が多くなっています。 また、在宅で生活している方の中にも、重度化等を理由として入所を希望する方が一定数はいるものと考えられます。 本県の現状を踏まえれば、国の目標値の達成は困難と考えられることから、市町村計画との整合を図り、市町村の目標値を基に設定することとします。 ※削減数63人は、令和4年度末施設入所者数の2.6%相当
【参考】 令和4年度末時点の施設入所者数 2,375人		

(2) 主な推進方策

【居住の場の確保】

- ア 地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。
- イ 障害者支援施設を有する社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費の助成を受けてグループホームを整備する場合は、障害者支援施設の定員について、整備するグループホームの定員分を削減するものを、優先的な整備対象とします
- ウ 居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【入所者の地域生活への移行の推進】

- エ 施設入所者の退所後の生活をイメージできるよう、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。
- オ 障害者支援施設に新たに入所を希望する場合は、市町村が障がい者の支援区分の判定を適切・厳正に行うよう指導します。
- カ 施設入所者が段階的に地域移行できるよう、グループホームの体験利用を促進します。

【退所後の地域生活の維持】

- キ 地域生活に移行した者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。
- ク 地域生活に移行した障がい者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障がい者に対する理解促進を図るとともに、障がい者虐待防止や障がいを理由とする差別の解消に係る取組を推進します。
- ケ 退所後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での生活日数、精神病床における 1 年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

成果目標		目標値 (令和 8 年度)	目標設定の考え方
精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数		325.3 日以上	第 6 期計画においては、平均生活日数は目標を達成したものの、長期入院患者数及び早期退院率は目標を達成できない見込みとなっています。 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のためには、引き続き、地域における精神保健医療福祉体制の基盤の整備等を推進する必要があることから、青森県保健医療計画と整合を図りながら、国の基本指針に即して設定します。
精神病床における 1 年以上の長期入院患者数	65 歳以上	1,026 人	
	65 歳未満	596 人	
精神病床における早期退院率	入院後 3 か月時点	68.9%以上	
	入院後 6 か月時点	84.5%以上	
	入院後 1 年時点	91.0%以上	

【参考 1】 630 調査に基づく長期入院患者数の推移

成果目標	R2	R3	R4
1 年以上の長期入院患者数	1,991 人	2,066 人	1,933 人
うち 65 歳以上	1,297 人	1,365 人	1,295 人
うち 65 歳未満	694 人	701 人	638 人

出展：厚生労働省「精神保健福祉資料」（630 調査）

【参考 2】 地域移行に伴う基盤整理量（利用者数）

精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の成果目標の設定により、令和 8 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整理量（利用者数）は次の表のとおりとなります。

このため、当該地域移行に伴う基盤整理量（利用者数）を踏まえ、長期入院患者の退院支援を促進するとともに、退院後の居住の場の確保や地域生活を支援する障害福祉サービスの充実などの取組を推進する必要があります。

	令和 8 年度末
長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整理量（利用者数）	369 人 うち 65 歳以上 271 人 うち 65 歳未満 98 人

(2) 主な推進方策

【入院中の精神障がい者に対する退院支援の促進】

- ア 病院従事者の働きかけによる退院を促進するため、病院従事者及び精神保健福祉担当者を対象としたセミナーや職能団体を対象とした研修を実施します。
- イ 障がい保健福祉圏域ごとや市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築により、各地域の実情に即した退院支援を図ります。
- ウ 市町村ごとの協議の場の設置について、複数市町村による共同で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。
- エ 県内精神科病院内の退院支援委員会（医療保護入院）の有効活用や精神医療審査会における審査を推進します。
- オ 長期入院精神障がい者の退院を推進するため、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。

【居住の場の確保】

- カ 地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。
- キ 居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【退院後の地域生活の維持】

- ク 長期入院精神障がい者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。
- ケ 退院した精神障がい者の症状の再発・重度化を防止するため、適切な通院、訪問看護及びデイケアの利用を促進します。
- コ 地域生活に移行した障がい者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障がい者に対する理解促進を図るとともに、障がい者虐待防止や障がいを理由とする差別の解消に係る取組を推進します。
- サ 退院後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

5 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 成果目標

障がい者の自立支援の観点から、能力や適性に応じて一般就労への移行を進めるため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業）を通じて一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

成果目標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	143人	184人 (令和3年度の1.28倍以上)	国の基本指針に即して設定します。
うち就労移行支援	71人	94人 (令和3年度の1.31倍以上)	国の基本指針に即して設定します。
うち就労継続支援A型	40人	56人 (令和3年度の1.4倍以上)	国の基本指針では令和3年度の1.29倍以上(52人以上)としていますが、令和4年度実績(56人)で達成済みであるため、令和4年度と同数とします。
うち就労継続支援B型	30人	39人 (令和3年度の1.28倍以上)	国の基本指針に即して設定します。
一般就労へ移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—	全体の5割以上	就労移行支援事業所の事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、国の基本指針に即して設定します。
就労定着支援事業の利用者数	17人	24人 (令和3年度の1.41倍以上)	国の基本指針に即して設定します。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	90.0%	全体の2割5分以上	国の基本指針に即して設定します。

(2) 主な推進方策

【福祉施設における就労実績の向上】

ア 障がい者雇用に対する事業主への理解促進や障がい者の雇用先の開拓などにより、障がい者の雇用促進を図ります。

イ 農業行政と連携し、農業分野での障がい者就労の拡大・持続を図ります。

【障がい者が就労するための能力・意欲の向上】

- ウ 障害福祉サービス事業所における就労訓練を充実させるため、障がい者の就労訓練等を行う専門機関（障害者職業センター等）の利用促進を図ります。
- エ 障害者就業・生活支援センターにおいて、就労支援と生活支援を一体的に行い、就職後の職業生活における自立を支援します。
- オ 就職後の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活上の問題に関する相談等の支援を行う就労定着支援の活用を促進します。

【就労移行支援事業等利用者の増加】

- カ 特別支援学校高等部卒業予定者に対して、就労移行支援事業等の利用促進を図ります。

6 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 成果目標

障がい児及びその家族に対して、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域新体制の構築、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられる体制の確保等に係る目標を設定します。

成果目標	目標値 (令和8年度)	目標設定の考え方
児童発達支援センターの設置	各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置	児童発達支援センターは各圏域に設置済みですが、地域におけるインクルージョンの推進に向け、中核的役割を果たす児童発達支援センターの設置を促すべく、目標を維持します。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	各市町村又は圏域で構築	障がい児支援体制の充実に向け、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制の構築を目指します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保	重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、各圏域における確保を目指すこととし、目標を維持します。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保	各圏域に確保済みですが、対応可能な事業所の増加による支援体制の充実のため、目標を維持します。
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	各市町村又は圏域で設置	令和5年度時点で4圏域（青森、津軽、八戸、上十三）に設置済みであり、残る2圏域での設置に向け、目標を維持します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	各市町村又は圏域で配置	県の関与により各圏域への配置は完了していますが、医療的ケア児等への支援の充実のため、各市町村への配置を促すこととし、目標を維持します。
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	県で設置	令和6年度施行の児童福祉法改正において、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体が都道府県となったことを踏まえ、新たに目標として設定します。

(2) 主な推進方策

【地域支援体制の充実】

- ア 障がい児が身近な地域で障がい特性に応じた適切なサービスが受けられよう、障害児通所支援事業所等の整備について、社会福祉施設等施設整備費の助成により支援するとともに、事業所の職員向けに各種研修等を実施するなど人材の育成を図ります。
- イ 専門的機能を有する児童発達支援センターを地域におけるインクルージョン推進の中核とし、障がい児の発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援等が適切に提供されるよう、地域支援体制の充実を図ります。
- ウ 県内3箇所の青森県発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児やその家族への相談支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等の職員への研修の実施、関係機関との連絡調整を行うなど、発達障がい児の支援体制の充実を図ります。

【特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備】

- エ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児に対応する障害児通所支援事業所等について、障害福祉サービス等報酬改定の周知や社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。
- オ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制づくりを推進します。
- カ 市町村ごとの医療的ケア児を支援する関係機関の協議の場の設置について、圏域で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。
- キ 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、各市町村における総合的な支援体制の構築を図り、相談窓口や利用できる制度の周知に努めます。
- ク 医療的ケア児に対して、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる専門的な人材の養成・確保を図ります。
- ケ 青森県小児在宅支援センター（医療的ケア児支援センター）に医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、保健、医療、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関との連携強化により相談支援体制の充実を図ります。
- コ 聴覚障がい児を含む難聴児が、新生児期から適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を強化し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を推進します。

【障害児入所施設からの円滑な移行】

- サ 障害児入所施設に入所している児童が、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めます。

7 障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進

(1) 成果目標

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

成果目標	目標値 (令和8年度)	目標設定の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施するための体制を構築	県において実施体制を構築	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、指定障害福祉サービス事業者等に対する適切な指導及びその結果を市町村と共有する体制の構築に加え、第7期計画から、国の活動指標において、相談支援専門員等の専門的人材の計画的な養成、意思決定支援の質の向上に係る研修の実施等が新たに設けられたことから、これらの取組の実施も含めた体制の構築を推進することとし、目標を維持します。

(2) 主な推進方策

【障がい福祉人材の養成の推進】

ア 県指定研修事業者と連携し、相談支援専門員やサービス管理責任者等の専門的人材について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成します。

イ 障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進します。

【指導監査結果の関係市町村との共有】

ウ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導を適正に実施するとともに、その結果を関係自治体と共有する体制を構築します。

IV 成果目標達成のための活動指標

成果目標を達成するため、本県の課題を踏まえ、令和8年度までの障がい者等の支援に必要な指定障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにし、計画的に障害福祉サービスの基盤整備を行う必要があります。

I 指定障害福祉サービス等の見込量

- サービス種類毎の必要量の見込みの基本的な考え方
各市町村が地域における課題、障がい者のニーズ等の分析・検討を踏まえて見込んだ数値を積み上げたものを基礎として県全体の調整を図り、青森県が必要なサービス利用量として見込むこととしています。
- 見込量の確保のための基本的な考え方
障害福祉サービスの提供の確保のため、市町村と十分連携し、県内の全ての地域にサービスが行き届くための事業所の確保、成果目標を達成する上で必要なサービスの確保に留意し、サービスの基盤整備を進めることとします。
- 各サービス利用量等について
各サービス利用量等は1か月利用分の見込量となっています。

【訪問系サービス】 [① 居宅介護事業 ~ ④ 行動援護事業]

令和8年度の見込量は、訪問系サービス全体で利用人数に換算すると3,237人となり、令和5年度の2,843人の約1.14倍の伸びを見込みます。

本計画から、訪問系の個々のサービスごとに指標を設定していますが、このうち、重度障害者等包括支援事業については、県内に事業所がないこと、全国的にも普及が進んでいないことから、今後も利用が見込まれないと考えられるため、本計画においては指標を設定しないこととします。

① 居宅介護事業

(単位：時間)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5~R8増加率
青森	18,738	19,677	20,683	21,741	16.0%
津軽	6,377	6,459	6,445	6,503	2.0%
八戸	5,688	5,960	6,205	6,451	13.4%
西北五	3,657	3,726	3,775	3,824	4.6%
下北	2,588	2,685	2,752	2,842	9.8%
上十三	3,281	3,537	3,653	3,762	14.7%
計	40,329	42,044	43,513	45,123	11.9%
人数置換※	2,240	2,336	2,417	2,507	-

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

② 重度訪問介護

(単位：時間)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	4,184	4,935	5,020	5,107	22.1%
津軽	1,445	1,581	1,694	1,807	25.1%
八戸	1,030	1,150	1,150	1,150	11.7%
西北五	1,611	1,683	1,683	1,683	4.5%
下北	0	24	24	24	皆増
上十三	681	695	695	695	2.1%
計	8,951	10,068	10,266	10,466	16.9%
人数置換※	497	559	570	581	-

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

③ 同行援護

(単位：時間)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	368	559	574	588	59.8%
津軽	213	228	228	235	10.3%
八戸	335	336	337	338	0.9%
西北五	246	246	268	268	8.9%
下北	15	18	18	18	20.0%
上十三	14	25	25	25	78.6%
計	1,191	1,412	1,450	1,472	23.6%
人数置換※	66	78	81	82	-

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

④ 行動援護

(単位：時間)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	241	345	434	548	127.4%
津軽	103	150	189	228	121.4%
八戸	156	166	166	166	6.4%
西北五	95	121	121	148	55.8%
下北	0	3	3	3	皆増
上十三	100	109	109	109	9.0%
計	695	894	1,022	1,202	72.9%
人数置換※	39	50	57	67	-

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間）で算定

【日中活動系サービス】 [⑤ 生活介護事業 ～ ⑭ 短期入所事業（医療型）]

令和8年度の見込量は、利用人数に換算すると、日中活動系サービス全体で12,865人となり、令和5年度の11,710人の約1.10倍の伸びを見込みます。

なお、令和4年の改正障害者総合支援法等の一部改正（令和4年12月16日公布）により、新たなサービスとして「就労選択支援」が創設されましたが、施行期日は公布（令和4年12月）後3年以内の政令で定める日とされていることから、今回計画においては指標として設定しないこととします。

⑤ 生活介護事業

（単位：人日）

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	20,007	20,121	20,188	20,275	1.3%
津軽	19,778	20,071	20,235	20,456	3.4%
八戸	21,294	22,010	22,695	23,358	9.7%
西北五	11,833	11,976	11,995	12,015	1.5%
下北	5,467	5,460	5,479	5,498	0.6%
上十三	10,708	10,824	10,865	10,865	1.5%
計	89,087	90,462	91,457	92,467	3.8%
人数置換※	4,454	4,523	4,573	4,623	-

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑥ 自立訓練事業（機能訓練）

（単位：人日）

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	60	80	110	140	133.3%
津軽	8	41	49	57	612.5%
八戸	0	80	103	103	皆増
西北五	83	69	78	78	-6.0%
下北	0	0	0	0	0.0%
上十三	7	34	37	41	485.7%
計	158	304	377	419	165.2%
人数置換※	8	15	19	21	-

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑦ 自立訓練事業（生活訓練）

（単位：人日）

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	1,427	1,549	1,659	1,803	26.3%
津軽	577	624	629	634	9.9%
八戸	787	817	839	862	9.5%
西北五	173	176	176	160	-7.5%
下北	491	524	538	552	12.4%
上十三	821	860	879	907	10.5%
計	4,276	4,550	4,720	4,918	15.0%
人数置換※	214	228	236	246	-

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑧ 就労移行支援事業

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	1,424	1,495	1,569	1,648	15.7%
津軽	1,434	1,575	1,743	1,851	29.1%
八戸	976	1,119	1,160	1,180	20.9%
西北五	388	458	472	486	25.3%
下北	188	195	205	215	14.4%
上十三	179	170	170	170	-5.0%
計	4,589	5,012	5,319	5,550	20.9%
人数置換※	255	278	295	308	-

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑨ 就労継続支援A型事業

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	6,600	7,814	7,950	8,065	22.2%
津軽	6,911	6,995	7,106	7,179	3.9%
八戸	7,722	8,094	8,382	8,695	12.6%
西北五	2,905	2,987	3,028	3,070	5.7%
下北	526	573	596	619	17.7%
上十三	1,697	1,822	1,850	1,919	13.1%
計	26,361	28,285	28,912	29,547	12.1%
人数置換※	1,464	1,571	1,606	1,641	-

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑩ 就労継続支援B型事業

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	15,383	15,893	16,433	16,992	10.5%
津軽	14,249	15,143	15,481	16,122	13.1%
八戸	24,754	25,843	26,886	27,909	12.7%
西北五	11,458	11,692	11,846	12,025	4.9%
下北	4,864	5,935	5,979	6,025	23.9%
上十三	14,218	14,584	14,754	14,945	5.1%
計	84,926	89,090	91,379	94,018	10.7%
人数置換※	4,718	4,949	5,077	5,223	-

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑪ 就労定着支援事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	26	28	31	34	30.8%
津軽	0	32	41	61	皆増
八戸	22	26	28	31	40.9%
西北五	6	12	12	12	100.0%
下北	3	5	5	5	66.7%
上十三	2	4	4	4	100.0%
計	59	107	121	147	149.2%

⑫ 療養介護事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	60	61	63	65	8.3%
津軽	46	45	46	46	0.0%
八戸	74	75	75	76	2.7%
西北五	37	40	41	41	10.8%
下北	14	14	15	15	7.1%
上十三	42	44	44	44	4.8%
計	273	279	284	287	5.1%

⑬ 短期入所事業（福祉型）

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	340	348	348	348	2.4%
津軽	736	901	915	1,007	36.8%
八戸	446	522	581	641	43.7%
西北五	472	615	649	682	44.5%
下北	239	248	250	252	5.4%
上十三	311	350	391	444	42.8%
計	2,544	2,984	3,134	3,374	32.6%
人数置換※	254	298	313	337	-

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑭ 短期入所事業（医療型）

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	50	98	98	98	96.0%
津軽	10	50	60	70	600.0%
八戸	40	62	77	87	117.5%
西北五	9	47	47	47	422.2%
下北	1	3	3	3	200.0%
上十三	3	18	18	18	500.0%
計	113	278	303	323	185.8%
人数置換※	11	28	30	32	-

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

【居住系サービス】 [⑮ 自立生活援助 ～ ⑯ 地域生活支援拠点等]

居住系サービスについては、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を推進することから、自立生活援助事業及び共同生活援助事業の増加、施設入所支援事業の減少を見込みます。

施設入所支援事業の令和8年度の見込量は、成果目標である福祉施設からの地域移行の推進の観点から、令和4年度末の入所者数を2.6%以上削減した2,312人としています。

⑮ 自立生活援助事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	3	5	6	6	100.0%
津軽	0	6	8	11	皆増
八戸	2	8	9	10	400.0%
西北五	3	7	9	11	266.7%
下北	0	1	1	1	皆増
上十三	0	4	4	4	皆増
計	8	31	37	43	437.5%

⑯ 共同生活援助事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	410	449	491	538	31.2%
津軽	487	509	531	554	13.8%
八戸	530	556	580	606	14.3%
西北五	392	412	418	424	8.2%
下北	109	111	114	118	8.3%
上十三	289	295	300	308	6.6%
計	2,217	2,332	2,434	2,548	14.9%

⑰ 施設入所支援事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	530	530	528	525	-0.9%
津軽	486	482	476	469	-3.5%
八戸	494	489	484	478	-3.2%
西北五	310	304	299	293	-5.5%
下北	184	180	177	195	6.0%
上十三	371	366	361	352	-5.1%
計	2,375	2,351	2,325	2,312	-2.7%

⑱ 地域支援拠点等

項目	令和4年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	3箇所(3圏域)	6箇所(6圏域)
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置箇所数	2箇所(2圏域)	6箇所(6圏域)
地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	2箇所(2圏域)	各箇所年1回以上

【相談支援】 [⑱ 計画相談支援事業 ～ ㉑ 地域定着支援事業]

相談支援については、今後も障害福祉サービスの利用量が増加していく見込みとなっていること、また、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行の推進に伴い、増加を見込みます。

⑱ 計画相談支援事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	722	732	741	751	4.0%
津軽	496	547	580	621	25.2%
八戸	863	900	933	965	11.8%
西北五	412	411	416	421	2.2%
下北	85	93	93	92	8.2%
上十三	370	409	412	415	12.2%
計	2,948	3,092	3,175	3,265	10.8%

㉑ 地域移行支援事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	7	11	12	13	85.7%
津軽	4	13	18	23	475.0%
八戸	1	7	8	10	900.0%
西北五	5	8	10	13	160.0%
下北	3	4	4	4	33.3%
上十三	0	5	5	5	皆増
計	20	48	57	68	240.0%

㉒ 地域定着支援事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	12	13	14	15	25.0%
津軽	21	33	34	41	95.2%
八戸	5	12	13	15	200.0%
西北五	3	8	10	12	300.0%
下北	0	3	3	3	皆増
上十三	9	13	13	13	44.4%
計	50	82	87	99	98.0%

【障害児通所・入所・相談支援】 [㉒ 児童発達支援事業 ～ ㉔ 障害児相談支援事業]

障がい児に対する支援については、身近な地域で支援を受けられることを基本とし、障害児通所支援の充実を図るとともに、サービス利用実績に地域差があることから、格差のない障がい児支援体制を整備する必要があります。

サービス見込量等については、障害児通所支援及び障害児相談支援は増加を、障害児入所支援は利用者が横ばい傾向にあるため、令和5年度と同数を見込みます。

㉒ 児童発達支援事業

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5-R8増加率
青森	2,906	3,289	3,643	3,997	37.5%
津軽	2,621	3,082	3,334	3,729	42.3%
八戸	3,455	2,961	3,199	3,447	-0.2%
西北五	711	750	763	793	11.5%
下北	567	589	579	569	0.4%
上十三	1,339	1,459	1,526	1,598	19.3%
計	11,599	12,130	13,044	14,133	21.8%
人数置換※	967	1,011	1,087	1,178	-

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉓ 放課後等デイサービス事業

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	10,043	10,872	11,671	12,500	24.5%
津軽	10,168	11,105	11,724	12,538	23.3%
八戸	9,919	10,357	10,750	11,157	12.5%
西北五	2,530	2,615	2,693	2,746	8.5%
下北	840	1,096	1,211	1,343	59.9%
上十三	4,905	5,056	5,327	5,582	13.8%
計	38,405	41,101	43,376	45,866	19.4%
人数置換※	3,200	3,425	3,615	3,822	-

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉔ 保育所等訪問支援事業

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	205	257	302	347	69.3%
津軽	39	76	83	93	138.5%
八戸	25	37	43	50	100.0%
西北五	96	105	108	112	16.7%
下北	38	53	56	59	55.3%
上十三	29	35	39	43	48.3%
計	432	563	631	704	63.0%
人数置換※	36	47	53	59	-

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

②⑤ 居宅訪問型児童発達支援事業

(単位：人日)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	24	24	24	24	0.0%
津軽	0	21	21	21	皆増
八戸	13	25	28	35	169.2%
西北五	0	10	10	10	皆増
下北	0	3	3	3	皆増
上十三	23	39	39	39	69.6%
計	60	122	125	132	120.0%
人数置換※	10	20	21	22	-

※1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

②⑥ 医療型児童入所支援事業

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
県計	54	54	54	54	0.0%

②⑦ 福祉型児童入所支援事業

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
県計	68	68	68	68	0.0%

②⑧ 障害児相談支援事業

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5～R8増加率
青森	262	272	280	289	10.3%
津軽	156	178	196	210	34.6%
八戸	235	253	269	286	21.7%
西北五	75	77	78	80	6.7%
下北	31	34	36	37	19.4%
上十三	118	133	148	170	44.1%
計	877	947	1,007	1,072	22.2%

2 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

(1) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

令和 8 年度末までの指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、施設入所者の地域移行を推進していくこととし、成果目標で入所者数を 2.6%以上削減する見込みとしていることから、必要入所定員総数については、令和 5 年度の定員を 2.6%削減した 2,797 人とします。

事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要入所定員総数 (人)	2,872	2,847	2,822	2,797

(2) 指定障害児入所施設の必要入所定員総数

令和 8 年度末までの指定障害児入所施設の必要入所定員総数については、障害児入所支援の利用者が医療型及び福祉型ともに横ばい傾向にあるとともに、被虐待児を含む入所が必要となるケースに適切に対応するため、令和 5 年度と同数とします。

事項		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要入所定員 総数 (人)	医療型	302	302	302	302
	福祉型	146	146	146	146

3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃

(1) 福祉施設から一般就労への移行推進に係る指標

県商工労働部、青森県労働局などと連携し、多様な就労支援事業により障がい者の一般就労を推進します。

就労支援に関する各取組については、障害福祉サービス事業所における過去の実績を推計の基本として設定した目標値です。

項目	令和 4 年度	令和 8 年度
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障がい者に対する職業訓練の受講者数 (人)	11	36
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (人)	137	191
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (人)	96	137
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数 (人)	74	125

(2) 就労継続支援 B 型事業所における目標工賃

県内の就労継続支援 B 型事業における平均工賃は着実に向上しています。県では事業所を対象とした工賃に係る調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指します。

事項		令和 4 年度	令和 8 年度
就労継続支援 B 型事業所の工賃	月額	15,686 円	20,529 円
	時間単価	213.2 円	256.4 円

※ 目標工賃は、各事業所の見込額の積み上げによるものであり、今後各事業所の経営状況に伴い見直しすることがあります。

4 医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、青森県小児在宅支援センターにおいて医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込量を設定します。

また、地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、市町村における関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するため、配置人数の見込量を設定します。

項目	令和4年度	令和8年度
県における医療的ケア児等の支援を総合的に調整するコーディネーターの配置人数（人）	5	5
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	22 (6圏域)	30 (6圏域)

5 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者又は発達障がい児が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、発達障がい者支援センターのこれまでの取組の実績や今後の見込を勘案し、見込量を設定します。

また、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保するための見込量を設定します。

項目	令和4年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数（回）	1	1
発達障がい者支援センターによる相談件数（件）	4,783	4,800
発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言件数（件）	94	100
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数（件）	110	110
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数〔保護者〕（人）	117	117
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数〔支援者〕（人）	28	40
ペアレントメンターの人数（人）	33	33
ピアサポートの活動への参加人数（人）	24	24

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者における地域移行支援事業等の利用者数の見込量を設定します。また、入院中の精神障がい者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込量を設定します。

① 精神障がい者における地域移行支援事業の利用者数

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5-R8増加率
青森	8	7	7	7	-12.5%
津軽	3	12	14	16	433.3%
八戸	1	5	6	7	600.0%
西北五	4	7	7	10	150.0%
上十三	1	3	3	3	200.0%
下北	2	5	5	5	150.0%
計	19	39	42	48	152.6%

② 精神障がい者における地域定着支援事業の利用者数

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5-R8増加率
青森	11	12	11	11	0.0%
津軽	18	23	25	27	50.0%
八戸	4	9	9	12	200.0%
西北五	1	5	5	5	400.0%
上十三	7	8	8	9	28.6%
下北	0	3	3	3	皆増
計	41	60	61	67	63.4%

③ 精神障がい者における共同生活援助事業の利用者数

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5-R8増加率
青森	154	170	188	209	35.7%
津軽	200	208	215	222	11.0%
八戸	194	207	222	239	23.2%
西北五	126	133	135	140	11.1%
上十三	118	124	131	136	15.3%
下北	29	31	32	33	13.8%
計	821	873	923	979	19.2%

④ 精神障がい者における自立生活援助事業の利用者数

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5-R8増加率
青森	4	4	4	4	0.0%
津軽	3	10	11	12	300.0%
八戸	1	5	6	6	500.0%
西北五	1	3	3	4	300.0%
上十三	0	1	1	2	皆増
下北	0	1	1	1	皆増
計	9	24	26	29	222.2%

⑤ 精神病床における自立訓練（生活訓練）事業の利用者数

(単位：人)

圏域	R5	R6	R7	R8	R5-R8増加率
青森	68	73	78	85	25.0%
津軽	28	32	33	34	21.4%
八戸	37	37	38	40	8.1%
西北五	7	9	9	8	14.3%
上十三	36	39	40	42	16.7%
下北	28	29	29	29	3.6%
計	204	219	227	238	16.7%

⑥ 精神病床における退院患者の退院後の行き先

退院後転帰先	令和4年度	令和8年度
在宅（独居）	56	47
在宅（家族と同居）	174	145
共同生活援助（グループホーム）	38	32
障がい福祉施設（グループホーム以外）	14	12
介護施設	56	47
他院の精神病床	30	25
自院の精神病床以外の病床	3	3
他院の精神病床以外の病床	58	48
その他施設等	3	3
死亡	28	24
計	460	386

※R4 厚生労働省「精神保健福祉資料」（630 調査）に基づく推計値

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

(1) 計画的な人材養成の推進

相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成していくため、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援責任者研修の修了者の見込量を設定します。

また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であることから、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込量を設定します。

項目		令和4年度	令和8年度
相談支援専門員研修の修了者数（人）	初任者研修	239	330
	現任者研修	67	100
	主任研修	16	10
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数	基礎研修	99	250
	実践研修	103	120
	更新研修	179	300
相談支援専門員及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者への意思決定ガイドライン等を活用した研修	実施回数	1	1
	修了者数	7	80

(2) 指導監査結果の関係市町村との共有

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込量を設定します。

項目	令和4年度	令和8年度
指導監査結果の関係市町村との共有回数（回）	1	1

V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害者入所支援、指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の提供に当たって基本となるのは、良質で健全な事業者とこれに従事する人材です。このため県は、指定障害福祉サービス事業者等の健全化を図るための指導強化を図るとともに、従事する職員や職員を指導する管理者の専門性の向上などの研修の充実により人材養成を総合的に推進します。

I 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備

① 事業者等情報の公表

障害福祉サービス等を提供する事業所が増加する中、新たに障害福祉サービス等を利用する場合は、指定を受けた障害福祉サービス事業者等がどのようなサービスを提供し、どのような運営体制であるかなどの情報を明らかにすることで、利用者にとって事業者選択の幅を広げ、事業者にとってもサービスの向上につながります。

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等の情報公開制度に基づき、施設・事業所から報告された情報を公表することにより、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

② 障がい福祉人材の確保・定着

少子高齢化の進展により生産労働人口の減少とともに、医療福祉などの社会保障サービス受給者の増加が見込まれており、将来にわたって障害福祉サービスの内容を維持・向上していくためには、生産性の向上や、障害福祉サービスを担う人材の確保が重要です。

このため、障がい福祉現場におけるロボット技術等の導入支援により、事務負担の軽減を図り、働きやすい職場環境を整備することで、人材の確保・定着を図るとともに、安全・安心な障害福祉サービスの提供を推進します。

③ 事故等への対応

指定障害福祉サービス事業者等は、利用者に影響を及ぼす事故や災害について、事故等の未然防止と発生後の対応に係る体制が整備され、事故等が発生した場合には利用者、行政及び関係者に対する説明責任を果たすとともに、再発防止のための措置を講じる必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう、事業者における事故対応マニュアル等の作成や危機に対応できる体制づくりについて助言・指導等に努めます。

イ 事故等が発生した場合には、利用者の安全確保をはじめ適切な対応と再発の防止に向けて指導を徹底します。

④ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

このため県では、事業者が第三者評価の積極的な実施に取り組めるよう、制度の活用等について周知を図ります。

⑤ 指導監督等の強化

指定障害福祉サービス事業所等における不適切なサービスの提供や障がい者虐待の発生など法令に違反する事案が発生した場合やその疑いがある場合などは、市町村等の関係機関との連携のもと、事業者等に対する指導監督を徹底する必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 事業者等に対する実地指導

事業者等の育成支援を目的とした実地指導を行うとともに、不適正な事業運営等を未然に防止するため、集団指導により事業者への周知を図ります。

イ 不正又は不適正への対応

給付費に関する不正又は不適正な事業運営が疑われる事業者等に対しては、重点的に指導及び監査を行い、不正等があったと認められた事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、必要に応じて指定取消処分等の対応を行います。

ウ 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）では、指定障害福祉サービス事業所等における虐待防止の責務が規定されています。各指定障害福祉サービス事業所等においては、虐待防止のための体制整備（研修の実施等）を行い、虐待事案が発生した場合は、

- ・ 被害者（家族）への謝罪
- ・ 市町村（県）への報告
- ・ 職員の厳正なる処分
- ・ 事案の公表

を事業者等の責任において適切に行うよう指導し、虐待防止の徹底を図ります。

なお、令和 4 年度から、障がい者虐待防止の更なる推進等のため、運営基準が見直しされ、以下のとおり事業所における虐待防止措置が義務化されていることから、これらの取組についても、各種研修や指導監査などの機会を通じて事業者に周知し、取組の徹底を指導していきます。

- ・ 虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底
- ・ 従業者に対する虐待防止研修の定期的な実施
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置

⑥ 障害福祉サービス事業者等の指定

障害福祉サービス等を提供しようとする場合は、事業所が県知事（中核市の場合は当該市長）に申請し指定を受ける必要があります。また、指定後は 6 年ごとに指定期間の更新をする必要があります。

県は、申請が一定の基準を満たしたものについて指定しますが、本計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合は、指定を行わないことがあります。

2 相談支援の提供体制の確保

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援の提供が重要です。これらの相談支援において障がい者の様々なニーズに対応するためには、個々の障がいの状況把握や生活環境、サービスに対する総合的な知識や経験が重要であり、相談支援従事者の専門性が求められます。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 障害福祉サービス等の利用に必要な計画相談支援や障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の地域移行、その後の地域定着に係る各種相談支援の充実を図ります。

イ 市町村における自立支援協議会の活性化、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備が進むなど、地域における相談支援体制の構築を促進します。

ウ 相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談従事者同士のネットワークづくりを促進し、相談支援従事者の資質向上を図ります。

3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

このため県では、指定障害者福祉サービス等に係る人材を確保し、資質向上を図る研修を計画的に実施します。

① 障がい支援区分認定調査員等研修事業

障がい支援区分認定に係る認定調査（一次判定）を行う調査員及び市町村審査委員会委員のための研修を実施します。認定調査は市町村が実施するため、市町村担当課の新任担当者や相談支援事業者等、調査を実施する者を対象とします。

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
障がい支援区分認定調査員研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	55	69	64	70	70	70
市町村審査会委員研修事業	実施箇所数	3	-	3	-	3	-
	受講者数	17	-	32	-	32	-

※ 市町村審査会委員研修事業は、原則として2年に1回の委員改選期に実施します。

② 相談支援従事者養成研修事業

相談支援事業を円滑に実施するため、市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象とした初任者研修及び現任者研修について、研修事業者の指定により実施します。

また、現任者の資質向上のため、専門コース別研修を実施します。

事業名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
相談支援従事者初任者研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	265	239	206	330	330	330
相談支援従事者現任研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	42	67	70	100	100	100
相談支援従事者専門コース別研修事業	実施箇所数	0(*1)	1	1	1	1	1
	受講者数	0(*1)	69	71	80	80	80

*1 任意研修であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業

事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」等を養成する研修について、研修事業者の指定により実施します。

また、各分野特有の知識・技能を習得するための専門コース別研修を実施します。

事業名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業	基礎研修	実施箇所数	1	1	1	1	1	
		受講者数	142	99(*1)	222	250	250	250
	実践研修	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		受講者数	97	103	120	120	120	120
	更新研修	実施箇所数	2	2	3	2	2	2
		受講者数	206	179	371	300	300	300
専門コース別研修 (任意研修)*2	実施箇所数	0	1	1	1	1	1	
	受講者数	0	69	50	80	80	80	

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、必ず受講が必要な者に限定するなど定員を縮小して開催

*2 相談支援従事者専門コースと同時開催

④ 同行援護従事者養成研修事業

同行援護（視覚障がいのため移動が困難な人に同行する移動時の支援）に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修について、研修事業者の指定により実施します。

事業名			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
同行援護従事者養成研修事業	一般	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		受講者数	27	16	25	25	25	25
	応用	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		受講者数	17	8	16	15	15	15

⑤ 介護職員等医療的ケア研修事業

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、一定の要件の下で、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

事業名			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
介護職員等医療的ケア研修事業（不特定多数の者対象）	実施箇所数	2	2	2	2	2	2	
	合格者数	165	154	171	160	160	160	
介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象）	実施箇所数	2	2	2	2	2	2	
	修了者数	22	18	23	38	38	38	

⑥ 強度行動障がい支援者養成研修事業

強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるための研修について、研修事業者の指定により実施します。

事業名			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2	
	受講者数	154	136	176	190	190	190	
強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	
	受講者数	75	81	100	120	120	120	

4 障がい者の生活を支援する人材の育成

障がい者の意思疎通を支援する人材を確保し、資質の向上を図るための研修を計画的に実施します。

① 手話通訳者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施します。

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
手話通訳者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	修了者数	16	20	26	26	26	26
	年度末現在登録者数	121	126	129	132	135	138

② 要約筆記者養成研修事業

聴覚障がい、聴覚障がい者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等について理解し、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記に必要な知識及び技術を習得した要約筆記者を養成する研修を実施します。

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
要約筆記者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	修了者数	16	14	17	17	17	17
	年度末現在登録者数	44	43	46	49	52	55

③ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、音声訓練を行う指導者を養成する研修を実施します。

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	実施箇所数	0(*1)	0(*1)	1	1	1	1
	修了者数	0	0	3	5	5	5
	年度末現在登録者数	7	6	6	9	14	19

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

5 障がい者虐待防止のための職員の資質向上

障がい者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員を対象とした対応力向上の研修、福祉施設における虐待の防止等のため事業者の設置者・管理者及び従事者向けの研修を実施します。

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
障がい者虐待防止・権利擁護研修事業	コース数	3	3	3	3	3	3
	受講者数	2,038	2,873	3,000	3,000	3,000	3,000

Ⅵ 地域生活支援事業等

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を継続的に営むためには、障害福祉サービスの利用とともに、相談支援、障がい者等に対する周囲の理解の促進、手話などの意思疎通に関する支援、障がい者自身の社会活動への参加が不可欠です。

これらの相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業や国が特に促進すべき事業として位置付け実施する地域生活支援促進事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

このため県では、市町村に対し、地域の特性や利用者のニーズなどの状況に応じて、柔軟に事業を実施するよう周知するとともに、県でも市町村の範囲を越える広域的な事業や、より専門性の高い人材育成などの事業を実施し、県と市町村が役割を分担しながら効果的・効率的に地域生活支援事業等を実施します。これにより、本県の障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るものです。

Ⅰ 市町村が実施する地域生活支援事業等

障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業、利用者の状況に応じて柔軟に対応する相談支援、意思疎通支援、移動支援等の事業を市町村の創意工夫により実施します。

各事業内容や利用者負担は、それぞれの市町村ごとに異なります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業。(教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動)

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援)

(3) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業。(基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業)

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度の利用を支援する事業。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援する事業。(法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的な実施のための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援)

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る事業。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立を推進する事業。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行う事業。(個別支援、グループ支援、車両移送)

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を図る事業。

市町村では、これらの事業のほかに地域の実情に応じて、福祉ホームの運営や、知的障がい者職親委託、日中一時支援などの取組を実施します。

【令和5年度 市町村地域生活支援事業等の取組状況（見込み）】

圏域	市町村名	1	2	3				4	5	6
		理解促進 研修・ 啓発事業	自発的 活動支援 事業	相談支援事業				成年後見 制度利用 支援事業	成年後見 制度法人 後見支援 事業	意思疎通 支援
				障害者 相談支援 事業	基幹相談 支援セン ターの 設置	基幹相談 支援セン ター機能 強化事業	住宅入居 等支援事 業			
県全体実施数		15	8	38	10	18	11	26	8	31
青森	青森市	○		○				○	○	○
	平内町			○		○			○	○
	今別町			○				○	○	
	蓬田村			○					○	
	外ヶ浜町			○		○		○	○	
津軽	弘前市	○		○	○	○	○	○		○
	黒石市			○		○		○		○
	平川市			○	○	○	○	○		○
	西目屋村			○						
	藤崎町			○				○		○
	大鱒町									○
	田舎館村			○						
	板柳町	○		○			○	○		○
八戸	八戸市	○	○	○		○	○	○		○
	おいらせ町			○		○				○
	三戸町			○						○
	五戸町	○		○	○	○	○	○		○
	田子町			○	○	○	○	○		○
	南部町			○		○		○		○
	階上町			○		○	○			○
	新郷村			○		○	○			○
西北五	五所川原市	○	○	○	○	○	○	○		○
	つがる市	○	○	○	○	○		○	○	○
	鱒ヶ沢町	○	○	○				○		○
	深浦町	○	○	○				○		○
	鶴田町			○				○		○
	中泊町	○	○	○	○			○	○	○
下北	むつ市	○		○		○	○	○		○
	大間町			○				○		○
	東通村	○		○						
	風間浦村			○	○	○			○	
	佐井村			○	○	○				○
上十三	十和田市	○	○	○				○		○
	三沢市	○	○	○	○	○		○		○
	野辺地町			○				○		○
	七戸町			○				○		○
	六戸町									○
	横浜町			○				○		○
	東北町			○	東北町			○		○
	六ヶ所村	○		○			○			

圏域	市町村名	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		日常生活用具給付等事業	手話奉仕員養成研修事業	移動支援事業	地域活動支援センター機能強化事業	任意事業			特別支援事業	地域生活支援促進事業
						日常生活支援	社会生活支援	就業就労支援		
県全体実施数		40	18	36	29	24	7	3	1	14
青森	青森市	○	○	○	○	○	○		○	○
	平内町	○		○	○	○				○
	今別町	○	○	○	○					
	蓬田村	○				○				○
	外ヶ浜町	○		○	○	○				○
津軽	弘前市	○	○	○	○	○	○			○
	黒石市	○	○	○	○					
	平川市	○	○	○	○					
	西目屋村	○		○						
	藤崎町	○		○	○	○				○
	大鰐町	○		○	○	○				
	田舎館村	○		○						
	板柳町	○		○	○	○				
八戸	八戸市	○	○	○	○	○	○			○
	おいらせ町	○	○	○	○					
	三戸町	○			○	○				○
	五戸町	○		○	○	○		○		
	田子町	○		○	○	○				
	南部町	○		○	○					
	階上町	○		○	○	○				
	新郷村	○		○	○					
西北五	五所川原市	○	○	○	○	○	○	○		
	つがる市	○	○	○		○	○			
	鱒ヶ沢町	○	○	○	○	○				○
	深浦町	○	○	○		○	○	○		
	鶴田町	○	○	○	○	○				○
	中泊町	○	○	○	○	○				
下北	むつ市	○	○	○	○	○				○
	大間町	○		○						
	東通村	○		○						
	風間浦村	○								
	佐井村	○								
上十三	十和田市	○	○	○	○	○	○			○
	三沢市	○	○	○	○					
	野辺地町	○		○		○				○
	七戸町	○		○	○	○				
	六戸町	○	○	○	○					
	横浜町	○		○	○					
	東北町	○		○	○					
	六ヶ所村	○	○	○		○				○

2 県が実施する地域生活支援事業等

地域生活支援事業における県の役割の一つである専門性の高い相談支援事業については、既に実施している事業については事業の充実を図るほか、今後着手すべき事業については、実態に即して支援に向けた体制の整備を図ります。また、広域的な支援に向けた対応としては、市町村の方針を尊重しつつ、圏域における相談支援体制の整備を推進するためのネットワーク構築を目指します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供、県民への普及啓発、支援のためのネットワーク体制づくりなどを行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援をします。

① 発達障がい者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がい者に対する支援を総合的に行う地域の拠点である発達障がい者支援センターでは、本人や家族に対する相談・発達・就労の各支援に加え、県内の発達障がい者支援に携わっている方々への研修及び県民等に対する普及啓発を行います。

発達障がい者支援センター運営事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
利用者数	5,083	4,783	4,800	4,800	4,800	4,800	

② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

記憶障がい・注意障がい・社会的行動障がいなどの高次脳機能障がい等を有する人の自立と社会参加を推進するため、支援拠点（弘前脳卒中・リハビリテーションセンター、メディカルコート八戸西病院）を中心として、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいに対する普及啓発、障がい者の支援手法等に関する研修を行います。

高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	拠点箇所数	2	2	2	2	2	2
相談件数	728	633	670	670	670	670	

③ 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の生活を支えるため、障がい児（者）施設が有する機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図ります。

本事業では、障がい児（者）施設職員の訪問による療育指導、障がい児（者）施設への来所による専門的な療育相談・指導、障がい児（者）施設職員による障がい児の通う保育所や障がい児通園事業等の職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行います。

障がい児等療育支援事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
利用者数	759	831	83	831	831	831	

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者養成研修事業

※V4①を参照

② 要約筆記者養成研修事業

※V4②を参照

③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚に障がいを併せ持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者への通訳や移動介助の知識・技能を有する者を養成します。

盲ろう者向け 通訳・介助員 養成研修事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	修了者数	6	3	8	8	8	8
	年度末現在登録者数	27	33	33	41	49	57

④ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症のある人との意思疎通について、一定の知識と技能を有し、失語症のある人を支援する者である「失語症者向け意思疎通支援者」を養成します。

失語症者向け 意思疎通支援 者養成研修事 業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	修了者数	0	24	10	10	10	10
	年度末現在登録者数	-	-	15	25	35	45

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止。

令和4年度において、令和3年度の受講予定者を含めて実施。

※令和6年2月から登録事業開始予定であり、登録者数は令和6年度から計上。

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

手話通訳者・要約 筆記者派遣事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	利用件数	42	69	60	70	70	70

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	利用件数		37	37	40	40	65

③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議等に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	利用件数					19	19

※令和6年度から実施

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう支援します。

意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施件数		0	0	10	10	10

※近年実績はないが、都道府県必須事業であり、実施体制を整備するもの。

(5) 広域的な支援事業

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域で対応困難な事例に係る助言や、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を行います。また、各圏域に自立支援協議会を設置し、各圏域レベルの障がい福祉に関する相談支援体制のシステムづくりに関する協議を行います。

相談支援体制整備事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	配置人数		3	3	3	3	3

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援等を推進するため、各圏域において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するなどにより、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制づくり等を行います。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	開催回数	7	7	7	7	7	7

③ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がい児者への支援体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	開催回数	1	1	1	1	1	1

(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービスや相談を行う者やサービス提供者に必要な指導を行う管理者を育成し、サービスや相談支援の質の向上を図ります。

① 障がい支援区分認定調査員等研修事業

※V3①を参照

② 相談支援従事者養成研修事業

※V3②を参照

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業

※V3③を参照

④ 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業

身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施回数	6	7	8	8	8	8

⑤ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

※V4③を参照

(7) 日常生活支援

① オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）に対し、青森県身体障害者福祉協会、日本オストミー協会青森県支部、医療機関、ストマ用装具取扱業者等と連携し、県内各地区においてストマ用装具や社会生活に関する講習を実施します。

オストメイト社会 適応訓練事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	実施箇所数	1	2	3	3	3	3
	受講者数	40	80	120	120	120	120

② 音声機能障がい者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、青森県身体障害者福祉協会、青森県喉頭者福祉団体（青森喉友会）と連携し、青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院の3箇所において発声訓練を行います。

音声機能障がい者 発声訓練事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	実施箇所数	2	3	3	3	3	3
	利用者数	355	319	500	500	500	500

(8) 社会参加支援

① 手話通訳者設置

聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者を県障害福祉課と青森県聴覚障がい者情報センターに配置します。

手話通訳者設置		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	設置箇所数	2	2	2	2	2	2
	設置者数	3	3	3	3	3	3

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕や手話を挿入したDVDを製作し、青森県聴覚障がい者情報センターに整備し聴覚障がい者等へ貸し出します。

字幕入り映像ライ ブラリーの提供		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	貸出箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	58	102	102	102	102	102

③ 点字による即時情報ネットワーク

社会福祉法人日本盲人会連合会が提供する毎日の新しい情報を、青森県視覚障がい者情報センターが受け取り、点字物や音声等により希望者へ提供します。

点字による即時情 報ネットワーク		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	50	50	50	50	50	50

④ 障がい者社会参加推進センターの運営

障がい者の社会参加を推進するため、青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館に県障がい者社会参加推進センターを設置・運営します。

障がい者社会参加 推進センター運営		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	箇所数	1	1	1	1	1	1

⑤ 視覚障がい者歩行訓練事業

視覚障がい者の補装具である「白杖」を使用した障がい者単独の歩行技術を修得させることを目的として、歩行訓練士による歩行訓練（白杖訓練）を実施します。

歩行訓練士による歩 行訓練（白杖訓練）		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	参加者数	12	12	12	12	12	12

⑥ 奉仕員養成研修

点字図書、録音図書の増冊や普及に協力するとともに、市町村等の依頼により点字による文書の翻訳や作成等へ協力する点訳奉仕員、対面朗読へ協力する音訳奉仕員、聴覚障がい者の日常生活上の初歩的な意思疎通を支援する手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
点訳奉仕員養成研修	受講者数	17	17	17	17	17	17
音訳奉仕員養成研修	受講者数	17	17	17	17	17	17
手話奉仕員養成研修	受講者数	24	21	40	40	40	40

⑦ スポーツ・レクリエーション教室開催

障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障がい者スポーツの普及を図るため、青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館においてスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

スポーツ・レクリエ ーション教室開催		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	参加者数	461	500	700	800	900	1,000

⑧ 障がい者スポーツ選手等育成・強化事業

障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツに参加し、活躍できる環境づくりを目指し、競技者の裾野拡大、選手の育成強化及び指導者の確保資質向上等を図るための体験会や練習会、指導者向けの講習会等を開催します。

育成強化対象競技数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
	競技数	10	14	14	14	14	14

⑨ 芸術・文化講座開催等事業

障がい者の芸術・文化活動の振興を図るため、障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表や参加の場を設け、情報提供するなどの支援をします。

芸術・文化講座開催等事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	利用者数		147	140	360	360	360

⑩ 青森県障がい者芸術文化活動支援センターの運営（※障がい者芸術文化活動普及支援事業）

芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、福祉施設、支援団体等を支援するため、社会福祉法人あーるなどを障がい者芸術文化活動支援センターとし、障がい者の芸術文化活動を支援する体制を整備します。

障がい者芸術文化活動支援センター		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	箇所数		1	1	1	1	1

⑪ サービス提供者情報提供等事業

障がい者が都道府県を移動する場合に、現地のガイドセンター、ねむのき会館等と連携を図り、目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、情報提供や連絡調整等を行います。

サービス提供者情報提供等事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施箇所数		1	1	1	1	1

(9) 地域生活支援促進事業

① 発達障がい支援体制整備事業

発達障がい児(者)に対して、県発達障がい者支援センターを中心として乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。

発達障がい支援体制整備事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	
	巡回相談や事例検討会による関係機関への助言回数		99	94	90	95	95	95
	スキルアップ研修会参加者数		534	372	450	450	450	450

② 障がい者虐待防止・権利擁護研修事業

※V5を参照

③ 障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターでは、障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活上・社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、身近な地域において必要な指導、助言等を行います。

センターの運営は、労働局と県で分担し、県は生活支援に係る運営を社会福祉法人等に委託します。各センターでは雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連絡会議を組織した上で、障がい者の職業生活を継続する上での多様な問題に対応するための連絡調整等を行っています。

障害者就業・生活支援センター事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施箇所数	6	6	6	6	6	6
利用者数	2,333	2,513	2,664	2,824	2,993	3,173	

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	修了者数	27	27	29	—	50	—

※R6から隔年実施

⑤ 強度行動障がい支援者養成研修事業

※V3⑥を参照

⑥ 手話講習会開催事業

手話技術を取得していない聴覚障がい者及び健常者を対象に手話に関する講習会を実施します。

手話講習会開催事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施回数	52	51	51	51	51	51

⑦ 意思疎通支援者キャリアパス構築推進事業

意思疎通支援者の人材育成・確保を図るため、手話通訳士、手話奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員を対象とし研修を実施します。

意思疎通支援者キャリアパス構築推進事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	参加者数	16	69	70	70	70	70

⑧ 精神障がい者家族学習交流会・回復者交流会の実施

精神障がい者、回復者、精神障がい者の家族、地域住民等を対象に学習交流会等を開催し、精神障がい者の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、地域における支援体制づくりやボランティアの養成等を促進します。

精神障がい者家族学習交流会・回復者交流会		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	参加人数	84	182	949	949	949	949

⑨ 障がい者ITサポートセンターの運営

障がい者の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、総合的なサービス提供拠点として、障がい者ITサポートセンターを設置し、関係団体や県内の社会福祉協議会等と連携し、体感ルームの運営や障がい者別講習会を実施します。

障がい者ITサポートセンターの運営		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	186	261	450	450	450	450

⑩ パソコンボランティアの養成

障がい者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。

パソコンボランティアの養成		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	養成人数	0	1	1	1	1	1

⑪ 身体障がい者補助犬育成事業

身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することにより、社会参加が見込まれる人に対し、その育成に要する費用を助成します。

身体障がい者補助犬育成事業		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	利用者数	6	6	6	6	6	6

⑫ 地域における読書バリアフリー体制強化事業

障がいの有無にかかわらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい以外の障がい者にも読む楽しさを提供できる人材の育成及び確保を目指し、障がい特性とそれに合った支援方法を学ぶ研修等を開催します。

読書バリアフリー研修等		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
	参加者数	50	—	50	50	50	50

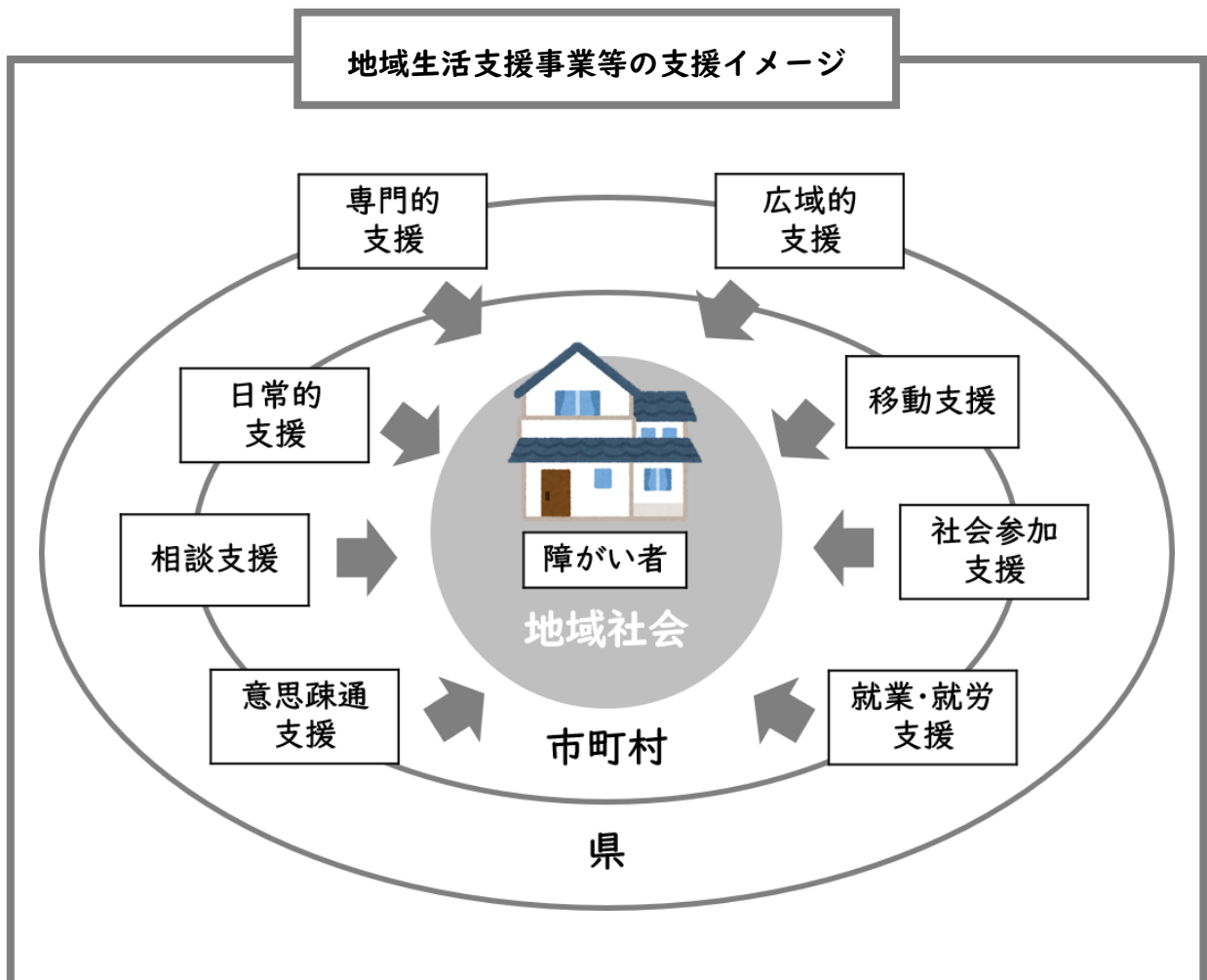
3 各事業の見込量の確保のための方策

本計画における基本的目標(P1)では、障害者支援施設や精神科病院からの地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行の推進を掲げ、具体的な成果目標(P32～41)を設定しています。

障がい者が、地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用とともに、障がい者の日常生活をサポートする事業や障がい者が社会の様々な場面で活動するための支援が必要です。地域生活支援事業等には、このような支援として、①相談支援、②意思疎通支援、③移動支援、④日常生活支援、⑤社会参加支援、⑥就業・就労支援、⑦専門的な支援、⑧広域的な支援等に関する事業があり、障がい者が地域で生活しやすい環境の整備を図っています。

現在、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院していて、今後地域において生活することができると思われる障がい者や、福祉施設から一般就労への移行を目指す障がい者が、社会の一員として新たに自立した生活ができるよう、県は市町村と連携し地域生活支援事業等の効果的な実施を推進します。

また、各事業の実施に当たっては、障がい者等のニーズを十分に踏まえたうえで、専門性を有する社会福祉法人や団体に委託するなどして実施し、見込量の確保を図ります。



Ⅶ 教育行政・雇用行政等における障がい者の就労に向けた取組

本県における民間企業（50人規模以上の企業）の障がい者雇用の状況は、令和4年6月1日現在で雇用されている障がい者の数が3,682.0人（前年比3人、0.08%増加）、実雇用率は2.41%（前年比0.05ポイント上昇）となりました。障がい者雇用率は年々増加しており、民間企業の法定雇用率である2.3%を上回っていますが、未達成企業の割合は45.0%となっています。

障がい者の就労を促進するためには、ハローワークなどの労働局、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等における公的な就労支援の施策のほか、本県でも、特別支援学校において就職指導や生徒のキャリア教育、商工労働部において事業主に対する理解促進や障がい者の雇用先の開拓など、多方面での取組を行っています。

また、農林水産部においては、「農福連携」として農業分野における障がい者の雇用・就労促進の取組を展開しているとともに、健康福祉部では、一般就労が困難な障がい者が意欲的に生産活動に取り組むことができるよう、障害者就労継続支援B型事業所の工賃向上を図る取組を実施しています。

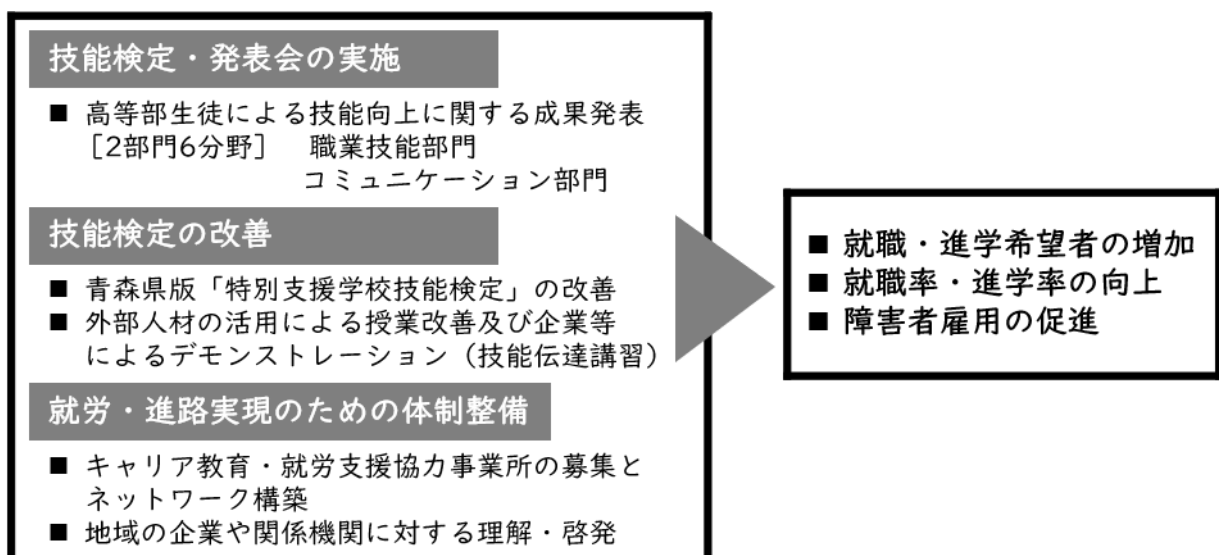
Ⅰ 教育行政における支援

（1）県立学校就職促進関連事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識等を育成し、生徒及び事業所等の相互理解を促進するとともに、産業現場等における実習を円滑に実施するための条件整備を図ります。

（2）特別支援学校技能検定事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部に在籍する生徒の将来に対する「夢や志」や「チャレンジする心」の育成を目的とした青森県版「特別支援学校技能検定」を実施するほか、地域の外部人材を活用した授業改善を図るなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実を図ります。



（3）特別支援学校進路指導主事研究協議会（教員対象）

特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議を行います。

2 雇用行政における支援

(1) 障がい者雇用促進事業

障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者を表彰し、障がい者雇用に向けた理解と障がい者の職場定着の促進を図ります。

(2) 障がい者雇用促進加速化事業

障がい者を雇用している企業の見学会を開催するほか、障がい者雇用に関するガイドブックなどを作成し、障がい者雇用の周知に取り組みます。

また、障がい者の職業能力の向上を図るための職業訓練や短期間の職場実習を実施することで、障がい者と企業双方の理解促進に取り組みます。

3 農業行政における支援

農業分野における障がい者の就労機会の拡大と取組定着に向けて、農福連携の理解促進、農福連携を進める体制づくり、農福連携の輪の拡大に取り組みます。

4 福祉行政における支援

教育・就労等の関係機関との連携を促進させ、事業者が実施する一般就労に向けた取組とあわせて、1人でも多くの利用者について一般就労に結びつくよう、また、一般就労に伴う日常生活、社会生活上の必要な支援を実施することで、障がい者の一般就労後の職業生活における自立を図るための環境を整えます。

また、障害者就労継続支援B型事業所における工賃の向上を図るため、低工賃の事業所に対して実地による指導を行い、課題の把握、工賃向上のための計画作成を支援するなどの取組を行い、障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を図ります。

